埼玉県報

埼玉県発行

目次

規則

○埼玉県人事委員会の公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則（総務給与課）二
○埼玉県人事委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則（〃）二
○給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則（〃）四
○管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（〃）五
○通勤手当に関する規則の一部を改正する規則（〃）一〇
○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（〃）一一
○職員団体の登録に関する規則の一部を改正する規則（〃）一三
○職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（総務給与課）一四

訓令

○埼玉県監査事務局組織規定の一部を改正する訓令（監査第一課）一四
○埼玉県人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令（総務給与課）一四

管理規程

○埼玉県企業局組織規程の一部を改正する規程（公営企業・総務課）一五
○埼玉県企業局公文例及び文書管理規程の一部を改正する規程（〃）一六
○埼玉県企業局公印規程の一部を改正する規程（〃）一六
○公営企業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程（〃）一七
○公営企業管理者が行う公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程（公営企業・総務課）一八
○埼玉県企業局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程（〃）一九
○埼玉県企業職員給与規程の一部を改正する規程（〃）二一
○埼玉県企業職員倫理規程の一部を改正する規程（〃）二三
○埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程（〃）二四
○埼玉県企業局職員の職務発明等に関する規程の一部を改正する規程（〃）二五
○埼玉県企業局職員被服貸与規程の一部を改正する規程（〃）二五
○埼玉県公営企業財務規程の一部を改正する規程（公営企業・財務課）二六
○埼玉県病院事業財務規程の一部を改正する規程（経営管理課）二六
○埼玉県病院事業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程（〃）二七
○埼玉県病院局組織規程の一部を改正する規程（〃）二八
○埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程（経営管理課）二九
○埼玉県病院局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程（〃）三一
○埼玉県病院局職員就業規程の一部を改正する規程（〃）三七
○埼玉県病院局職員被服貸与規程の一部を改正する規程（〃）三九

告示

○埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する規程の一部を改正する告示（選管委）四〇
○埼玉県監査委員の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示（監査第一課）四一

規　則

埼玉県人事委員会の公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

埼玉県人事委員会委員長　香　川　實

埼玉県人事委員会規則第一—五三号

埼玉県人事委員会の公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県人事委員会の公文書の開示等に関する規則（平成十三年埼玉県人事委員会規則一—四三）の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条中「総務部」を「県民生活部」に改める。

附　則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

埼玉県人事委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

埼玉県人事委員会委員長　香　川　實

埼玉県人事委員会規則一—五四

埼玉県人事委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県人事委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則（平成十七年埼玉県人事委員会規則一—五十）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「、同項第二号」を削る。

第九条第一項中「次に掲げる書類」の下に「（有効期間を有するものにあっては、その有効期間内のものに限る。）」を加え、同項第一号を次のように改める。

一　イに掲げる書類のいずれか一。ただし、イに掲げる書類を提示し、又は提出することができない場合には、ロに掲げる書類のいずれか二

イ　運転免許証、旅券、外国人登録証明書、住民基本台帳法施行規則（平成十一年自治省令第三十五号）別記様式第二に規定する住民基本台帳カード、船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和三十三年総理府令第十六号）別記様式第九号に規定する猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）第四条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第二十二条の二第一項の宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、無線従事者規則（平成二年郵政省令第十八号）別表第十三号様式に規定する無線従事者免許証、身体障害者手帳その他国若しくは地方公共団体の機関（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号に規定する法人及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人を含む。）が発行した写真のはり付けられた身分証明書若しくは資格証明書又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第百二十四条に規定する専修学校若しくは同法第百三十四条に規定する各種学校（次のロ及び第十七条第一項第一号においてこれらを「学校」という。）が発行した写真のはり付けられた身分証明書

ロ　健康保険の被保険者証、年金手帳の様式を定める省令（昭和四十九年厚生省令第四十号）に規定する年金手帳（第十七条第一項第一号において「年金手帳」という。）、年金証書、在学している学校の在学証明書その他当該開示請求をする者が本人であることを確認するため人事委員会が適当と認める書類

第九条第二項を次のように改める。

2　開示請求書を人事委員会に送付して開示請求をする場合には、開示請求をする者は、前項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる書類のいずれか二を複写機により複写したもの及びその者の住民票の写し又は外国人登録原票の写し（開示請求をする日前三十日以内に作成されたものに限る。）その他人事委員会が適当と認める書類を人事委員会に提出すれば足りる。

第九条第三項中「その他」を「その他の」に、「（開示請求をする日前三十日以内に作成されたものに限る。）」を「として人事委員会が適当と認めるもの」に改め、同条第四項中「記載した書面を添えて、人事委員会に提出」を「記載」に改める。

第十条第一項第二号を削り、同項第三号中「開示を実施することができる日、」

を「県の事務所において開示を実施する場合には、開示を実施することができる日」に改め、同号を同項第二号とし、同項に次の一号を加える。

三　開示の実施に要する費用を負担すべき旨その他当該開示の実施に必要な事項

第十七条を次のように改める。

（開示の実施における本人確認手続等）

第十七条　開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、人事委員会に対し、次に掲げる書類（有効期間を有するものにあっては、その有効期間内のものに限る。）のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。

一　第九条第一項第一号イに掲げる書類のいずれか一。ただし、同号イに掲げる書類を提示し、又は提出することができない場合には、健康保険の被保険者証、年金手帳、年金証書、在学している学校の在学証明書その他当該開示を受ける者が本人であることを確認するため人事委員会が適当と認める書類のいずれか二

二　前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示を受ける者が本人であることを確認するため人事委員会が適当と認める書類

2　写しの送付の方法により開示の実施を求める者は、条例第二十一条第一項の規定による通知に係る書面その他の人事委員会が適当と認める書類を提出しなければならない。

3　条例第十五条第二項の規定により開示請求をした法定代理人が開示を受ける場合には、当該法定代理人は、戸籍謄本その他のその資格を証明する書類として人事委員会が適当と認めるものを人事委員会に提示し、又は提出しなければならない。

第十九条中「第四項から第六項まで」を「第四項第三号、第五項及び第六項」に改め、「同条第三項」の下に「及び第四項」を加える。

第二十一条及び第二十二条中「総務部」を「県民生活部」に改める。

本則に次の一条を加える。

（様式）

第二十三条　次の各号に掲げる書面の様式は、知事の保有する個人情報の保護等に関する規則（平成十七年埼玉県規則第七十三号）に定める例による。

一　条例第十六条第一項の書面

二　条例第二十一条第一項に規定する保有個人情報の全部の開示を決定した場合の書面

三　条例第二十一条第一項に規定する保有個人情報の一部の開示を決定した場合の書面

四　条例第二十一条第二項の書面

五　条例第二十二条第二項の書面

六　条例第二十二条第三項の書面

七　条例第二十三条第一項の書面

八　条例第二十四条第二項の書面

九　条例第二十四条第三項（条例第四十三条において準用する場合を含む。）の書面

十　条例第二十五条第三項の規定による申出に係る書面

十一　条例第三十条第一項の書面

十二　条例第三十二条第一項の書面

十三　条例第三十二条第二項の書面

十四　条例第三十三条第二項の書面

十五　条例第三十三条第三項の書面

十六　条例第三十四条第一項の書面

十七　条例第三十五条の書面

十八　条例第三十七条第一項の書面

十九　条例第三十九条第一項の書面

二十　条例第三十九条第二項の書面

二十一　条例第四十条第二項の書面

二十二　条例第四十条第三項の書面

二十三　条例第四十二条の規定による通知に係る書面

別表を次のように改める。

別表（第十八条関係）

試験等	項目	期間	場所
職員採用上級試験（一次）	不合格者の順位、総合得点、種目別得点	合格発表の日から一年間	人事委員会事務局任用審査課
職員採用上級試験（二次）	最終順位、一次順位、二次順位、総合得点、種目別得点	合格発表の日から一年間	人事委員会事務局任用審査課

職員採用初級試験（一次）	不合格者の順位、総合得点、種目別得点	合格発表の日から一年間	人事委員会事務局任用審査課
職員採用初級試験（二次）	最終順位、一次順位、二次順位、総合得点、種目別得点	合格発表の日から一年間	人事委員会事務局任用審査課
免許資格職職員採用試験（一次）	不合格者の順位、総合得点、種目別得点	合格発表の日から一年間	人事委員会事務局任用審査課
免許資格職職員採用試験（二次）	最終順位、一次順位、二次順位、総合得点、種目別得点	合格発表の日から一年間	人事委員会事務局任用審査課
警察事務職員採用上級試験（一次）	不合格者の順位、総合得点、種目別得点	合格発表の日から一年間	人事委員会事務局任用審査課
警察事務職員採用上級試験（二次）	最終順位、一次順位、二次順位、総合得点、種目別得点	合格発表の日から一年間	人事委員会事務局任用審査課
警察事務職員採用初級試験（一次）	不合格者の順位、総合得点、種目別得点	合格発表の日から一年間	人事委員会事務局任用審査課
警察事務職員採用初級試験（二次）	最終順位、一次順位、二次順位、総合得点、種目別得点	合格発表の日から一年間	人事委員会事務局任用審査課
市町村立小・中学校事務職員採用上級試験（一次）	不合格者の順位、総合得点	合格発表の日から一年間	人事委員会事務局任用審査課
市町村立小・中学校事務職員採用上級試験（二次）	最終順位、一次順位、二次順位、総合得点、種目別得点	合格発表の日から一年間	人事委員会事務局任用審査課
市町村立小・中学校事務職員採用初級試験（一次）	不合格者の順位、総合得点	合格発表の日から一年間	人事委員会事務局任用審査課
市町村立小・中学校事務職員採用初級試験（二次）	最終順位、一次順位、二次順位、総合得点、種目別得点	合格発表の日から一年間	人事委員会事務局任用審査課
民間企業等職務経験者職員採用試験（一次）	不合格者の順位、総合得点、種目別得点	合格発表の日から一年間	人事委員会事務局任用審査課
民間企業等職務経験者職員採用試験（二次）	最終順位、一次順位、二次順位、総合得点、種目別得点	合格発表の日から一年間	人事委員会事務局任用審査課

附　則

1　この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

2　改正後の別表の規定は、平成二十年度に実施する採用試験から適用し、この規則の施行日前に実施した採用試験については、なお従前の例による。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

埼玉県人事委員会委員長　香　川　　實

埼玉県人事委員会規則七—八七七

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（埼玉県人事委員会規則七—一六）の一部を次のように改正する。

別表第一医師の部知事の項勤務箇所の欄中「総合政策部」を「総務部」に改める。

別表第三保健師の部知事の項勤務箇所の欄中「保健医療政策課（市町村に派遣される者に限る。）」を削る。

附　則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

埼玉県人事委員会委員長　香　川　實

埼玉県人事委員会規則七―八七八

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―一）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第一条関係）

組織	職	区分
議会事務局	事務局長	一種
	副事務局長	二種
	課長 図書室長	三種
	副課長	四種
知事部局	本庁部長 知事室長 総合調整幹（人事委員会が定めるものに限る。） 会計管理者 参事（人事委員会が定めるものに限る。） 東京事務所長 総合リハビリテーションセンター長 県立大学事務局長	一種
	本庁副部長 参事 報道長 総合調整幹 改革政策局長 地域政策局長 税務局長 契約局長 少子化対策局長 食品安全局長 地域振興センター所長 県税事務所長（浦和、川口、大宮） 自動車税事務所長 パスポートセンター所長 環境管理事務所長（人事委員会が定めるものに限る。） 環境科学国際センター事務局長 環境科学国際センター研究所長 総合リハビリテーションセンター局長 精神保健福祉センター長 中央児童相談所長 福祉保健総合センター所長 保健所長（川口） 衛生研究所長 県立大学副学長 食肉衛生検査センター所長 産業技術総合センター事業局長 産業技術総合センター研究所長 創業・ベンチャー支援センター所長 職業能力開発センター所長 農林振興センター所長 農業大学校長	二種

	農林総合研究センター所長
	県土整備事務所長（さいたま、川越、秩父、熊谷、越谷）
三種	本庁課（所）長
	総合調整幹（人事委員会が定めるものに限る。）
	政策幹
	電子サービス推進室長
	行政監察幹
	技術評価幹
	特別徴収対策室長
	県民防犯推進室長
	危機対策幹
	みどり再生推進室長
	障害者社会参加推進室長
	産業拠点整備室長
	観光振興室長
	主席協同組合検査員
	米づくり改革支援室長
	農地活用推進室長
	木材利用推進室長
	県土づくり企画室長
	水辺再生推進室長
	主席工事検査員
	総合技術幹
	田園都市産業ゾーン推進室長
	スタジアム管理室長
	副参事
	東京事務所副所長
	地域振興センター副所長
	地域振興センター地域防災幹

	川越比企地域振興センター東松山事務所長
	北部地域振興センター本庄事務所長
	県税事務所長
	自動車税事務所支所長
	県営競技事務所長
	県営競技事務所副所長
	平和資料館長
	パスポートセンター副所長
	パスポートセンター支所長
	婦人相談センター所長
	男女共同参画推進センター所長
	消費生活支援センター所長
	消防学校長
	防災航空センター所長
	環境管理事務所長
	環境科学国際センター研究企画室長
	環境整備センター所長
	総合リハビリテーションセンター医療局副局長
	精神保健福祉センター副センター長
	児童相談所長
	埼玉学園長
	福祉保健総合センター副所長
	保健所長
	衛生研究所副所長
	県立大学事務局副局長
	県立大学大学経営改革室長
	県立大学大学院研究科準備室長
	高等看護学院長
	動物指導センター所長
	食肉衛生検査センター北部支所長

	計量検定所長 産業技術総合センター室長 産業技術総合センター北部研究所長 創業・ベンチャー支援センター副所長 高等技術専門校長 農林振興センター副所長 病害虫防除所長 家畜保健衛生所長 秩父高原牧場長 農林総合研究センター副所長 農林総合研究センター研究所長 農林総合研究センター畜産研究所長 農林総合研究センター森林・緑化研究所長 花と緑の振興センター所長 寄居林業事務所長 農村整備計画センター所長 県土整備事務所長 西関東連絡道路建設事務所長 総合治水事務所長 新都市建設事務所長 大宮公園事務所長 下水道事務所長 営繕工事事務所長
四種	本庁副課（室・所）長 副総合調整幹 調整幹 主席県民相談員 副主席工事検査員 地域振興センター地域調整幹 県税事務所副所長 自動車税事務所副所長

	平和資料館副館長 パスポートセンター副支所長 婦人相談センター副所長 男女共同参画推進センター副所長 消費生活支援センター副所長 消費生活支援センター支所長 消防学校副校長 主席講師 環境管理事務所副所長 環境科学国際センター研究企画室副室長 環境整備センター副所長 総合リハビリテーションセンター部長 精神保健福祉センター社会復帰部長 児童相談所副所長 埼玉学園副園長 福祉保健総合センター部長 保健所副所長 衛生研究所室長 衛生研究所支所長 県立大学学生部長 県立大学情報センター所長 県立大学地域産学連携センター所長 県立大学保健センター所長 県立大学大学経営改革副室長 食肉衛生検査センター副所長 彩の国ビジュアルプラザ副館長 産業技術総合センター副室長 産業技術総合センター技術統括部長 産業技術総合センター北部研究所室長 高等技術専門校副校長 職業能力開発センター副所長

	農林振興センター部長 家畜保健衛生所副所長 農業大学校副校長 農林総合研究センター室長 農林総合研究センター総務部長 農林総合研究センター研究所副研究所長 花と緑の振興センター副所長 寄居林業事務所副所長 農村整備計画センター副所長 県土整備事務所副所長 総合治水事務所副所長 新都市建設事務所副所長 下水道事務所副所長 営繕工事事務所副所長	
	総合リハビリテーションセンター部長（人事委員会が定めるものに限る。）	五種
教育委員会事務局	副教育長 本局部長 参事（人事委員会が定めるものに限る。）	一種
	本局副部長 参事 教育事務所長 総合教育センター所長 総合教育センター総合企画長 スポーツ研修センター所長 図書館長 歴史と民俗の博物館長 近代美術館長	二種
	本局課長 副参事 文教政策室長	三種

	全国高校総体推進室長 生徒指導室長 学校・人事評価室長 高校改革推進室長 全国生涯学習フェスティバル推進室長 報道幹 学校管理幹 教育指導幹 教育事務所副所長 北部教育事務所支所長 総合教育センター副所長 総合教育センター企画幹 総合教育センター支所長 図書館副館長 歴史と民俗の博物館副館長 さきたま史跡の博物館長 嵐山史跡の博物館長 近代美術館副館長 自然の博物館長 川の博物館長 文書館長 げんきプラザ所長 武道館長	
	本局副課（室）長 総務幹 調整幹 管理主幹 主席指導主事 主席社会教育主事 教育事務所室長 主席管理主事	四種

	教育主幹 主席司書主幹 主席学芸主幹 スポーツ研修センター副所長 さきたま史跡の博物館副館長 嵐山史跡の博物館副館長 自然の博物館副館長 川の博物館副館長 文書館副館長 げんきプラザ副所長 伊奈学園総合高等学校事務局長	
	大宮中央高等学校事務局長	五種
	県立学校事務部長 伊奈学園総合高等学校事務局次長 大宮中央高等学校事務室長	六種
	県立学校事務長	七種
警察本部	財務局長	一種
	組織犯罪対策局長 方面本部長 運転免許センター長 参事 参事官 理事官 警察学校長 警察署長（浦和、浦和東、浦和西、大宮、大宮東、大宮西、蕨、川口、武南、朝霞、新座、草加、上尾、鴻巣、川越、東入間、所沢、狭山、西入間、飯能、東松山、秩父、熊谷、深谷、加須、岩槻、春日部、越谷、久喜、吉川）	二種

警察本部の課（室・所・隊）長 監察官 聴聞官 管理官 訟務官 主席師範 総括調査官 市警察部副部長 市警察部の課長 方面副本部長 警察学校副校長 警察署長 警察署副署長（浦和、浦和東、浦和西、大宮、大宮東、大宮西、蕨、川口、武南、朝霞、新座、草加、上尾、鴻巣、川越、東入間、所沢、狭山、西入間、飯能、東松山、秩父、熊谷、深谷、加須、岩槻、春日部、越谷、久喜、吉川）	三種
主席調査官 主席指導官 主席専門官 公安委員会室長 けいさつ総合相談センター所長 音楽隊長 監査室長 装備技術センター所長 照会センター所長 留置センター所長 採用センター所長 犯罪被害者対策室長 企画調整室長	四種

	現任教養推進室長 生活安全指導室長 防犯のまちづくり推進室長 生活安全特別捜査隊長 環境犯罪対策室長 航空隊長 刑事指導室長 検視調査室長 交通安全対策推進室長 交通管制センター所長 放置駐車対策センター所長 外事特別捜査隊長 国際テロリズム対策室長 少年サポートセンター所長 特別機動警察隊長 次席（人事委員会が定めるものに限る。） 初任教養部長 警察署副署長	
	次席 副隊長 術科教養部長	五種
監査事務局	事務局長	一種
	副事務局長 課長	三種
	主席監査員	四種
人事委員会事務局	事務局長	一種
	参事	二種
	副事務局長 課長	三種
	副課長	四種
労働委員会事務局	事務局長	一種
	参事	二種
	副事務局長 課長	三種
	副課長	四種
収用委員会事務局	事務局長	三種

附　則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

埼玉県人事委員会委員長　香　川　　實

埼玉県人事委員会規則七―八七九

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―二四）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「次の各号に掲げるもの」を「自動車その他の原動機付の交通用具及び自転車」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「一月（次項において「基準月」という。）」を「前年の一月から十二月までの期間（次項において「基準期間」という。）」に改め、同条第三項中「基準月の属する年」を「基準期間の属する年の翌年」に改める。

第十二条の三第二項中「同号に定める期間に係る最後」を「次の各号のいずれかに掲げる事由が同号に定める期間に係る最後」に改め、「、法第二十八条の二第一項の規定による退職その他離職をすること、長期間の研修等のために旅行をすること、勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があることその他人事委員会の定める事由が生じる」を「生ずる」に、「同号に定める期間に係る最初」を「当該期間に係る最初」に改め、同項に次の各号を加える。

一　法第二十八条の二第一項の規定による退職その他の離職をすること。

二　長期間の研修等のために旅行をすること。

三　勤務場所を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い通勤経路又は通勤方

法に変更があること。

四　勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があること。

五　その他人事委員会の定める事由が生ずること。

附　則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

埼玉県人事委員会委員長　香　川　實

埼玉県人事委員会規則一二―一四

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（埼玉県人事委員会規則一二―六）の一部を次のように改正する。

別表中表の部分を次のように改める。

別表（第二条関係）

機関		職
議会事務局		事務局長 副事務局長 課（室）長 総務課の主幹及び主査（労働関係に関する事務を所掌するものに限る。） 秘書課の主幹及び主査
知事及び会計管理者の部局	本庁	部長 知事室長 会計管理者 改革政策局長 地域政策局長 税務局長 契約局長 食品安全局長 副部長 参事 報道長 総合調整幹 少子化対策局長 総合技術幹 課（所）長 調整幹 政策幹 行政監察幹 特別徴収対策室長 電子サービス推進室長 技術評価幹 県民防犯推進室長 危機対策幹 みどり再生推進室長 障害者社会参加推進室長 産業拠点整備室長 観光振興室長 主席協同組合検査員 米づくり改革支援室長 農地活用推進室長 木材利用推進室長 県土づくり企画室長 水辺再生推進室長 主席工事検査員 田園都市産業ゾーン推進室長 スタジアム管理室長 部の副参事 副総合調整幹 副課（所・室）長（労働関係に関する事務又は秘書事務を所掌するものに限る。） 主幹（労働関係に関する事務又は秘書事務を所掌するものに限る。） 総合調整幹付、秘書課、人事課、文書課及び財政課の主幹 部（局）の主管課及び秘書課の主査（課の庶務に関する事務を所掌するものに限る。） 秘書課の主査及び主任（秘書事務を所掌するものに限る。） 人事課の主査、主任及び主事（労働関係に関する事務の企画を所掌するものに限る。） 改革推進課の主査、主任及び主事（労働関係に関する事務の企画を所掌するものに限る。） 文書課の主査（法規審査又は訴訟等に関する事務を所掌するものに限る。） 財政課の主査 税務課の主査（労働関係に関する事務の企画を所掌するものに限る。） 管財課の主査（庁中取締りに関する事務を所掌するものに限る。） 企画総務課、広聴広報課、危機管理課、環境政策課、福祉政策課、保健医療政策課、産業労働政策課、農業政策課、県土整備総務課、都市整備総務課及び出納総務課の主査（労働関係に関する事務の企画を所

			掌するものに限る。） 会計管理課の主査（支出負担行為の確認又は歳計現金の管理に関する事務を所掌するものに限る。）
	地域機関	地域振興センター	所長 副所長 地域防災幹 東松山事務所長 本庄事務所長 担当部長（労働関係に関する事務を所掌するものに限る。）
		県営競技事務所	所長 副所長 主幹（労働関係に関する事務を所掌するものに限る。）
		環境科学国際センター	総長 事務局長 研究所長 室長 担当部長（労働関係に関する事務を所掌するものに限る。）
		総合リハビリテーションセンター	センター長 局長 副局長 管理・業務部長 担当課長（労働関係に関する事務の企画を所掌するものに限る。）
		精神保健福祉センター	センター長 副センター長 管理業務部長
		埼玉県立大学	学長 事務局長 副学長 事務局副局長 大学経営改革室長 大学院研究科準備室長 教授（大学が人事委員会と協議して定めるものに限る。） 学生部長 情報センター所長 地域産学連携センター所長 保健センター所長 担当部長（労働関係に関する事務を所掌するものに限る。）
		産業技術総合センター	総長 事業局長 研究所長

			室長 北部研究所長 担当部長（労働関係に関する事務を所掌するものに限る。）
		農林総合研究センター	所長 副所長 研究所長 畜産研究所長 森林・緑化研究所長 総務部長 担当部長（労働関係に関する事務を所掌するものに限る。）
		その他の地域機関	機関の長 支所長 副所長 副園長 副館長 副校長 次長（労働関係に関する事務を所掌するものに限る。） 部長及び担当部長（労働関係に関する事務を所掌するものに限る。） 課長及び担当課長（労働関係に関する事務を所掌するものに限る。）
教育委員会	教育局	本局	教育長 副教育長 部長 副部長 参事 課長 文教政策室長 全国高校総体推進室長 生徒指導室長 学校・人事評価室長 高校改革推進室長 全国生涯学習フェスティバル推進室長 報道幹 学校管理幹 教育指導幹 副参事 副課（室）長（労働関係に関する事務、秘書事務又は文教政策の企画を所掌するものに限る。） 総務幹 調整幹 管理主幹 主幹（労働関係に関する事務、秘書事務又は文教政策の企画を所掌するものに限る。）

区分		職
		主任管理主事 管理主事 総務課の主査（労働関係に関する事務、秘書事務又は法規審査に関する事務を所掌するものに限る。）並びに主任、主事及び専門員（労働関係に関する事務の企画を所掌するものに限る。） 文教政策室長付の主査 財務課の主査（予算に関する事務を所掌するものに限る。） 教職員課の主査、主任、主事及び専門員（労働関係に関する事務の企画又は訴訟等に関する事務を所掌するものに限る。） 県立学校人事課及び小中学校人事課の主査（労働関係に関する事務を所掌するものに限る。）並びに主任、主事及び専門員（労働関係に関する事務の企画を所掌するものに限る。） 学校・人事評価室長付の主査（労働関係に関する事務を所掌するものに限る。）並びに主任、主事及び専門員（労働関係に関する事務の企画を所掌するものに限る。）
	教育事務所	所長 副所長 室長（労働関係に関する事務を所掌するものに限る。） 主席管理主事 担当部長（労働関係に関する事務を所掌するものに限る。） 主任管理主事 管理主事 担当課長（労働関係に関する事務を所掌するものに限る。）
学校		校長 副校長 教頭 事務局長 事務局次長 事務部長 事務室長 事務長
その他の教育機関（支所を含む。）		機関の長 副所長、副館長、教育主幹及び担当部長（労働関係に関する事務を所掌するものに限る。）
監査事務局		事務局長 副事務局長 課長 主席監査員 主任監査員及び監査員（労働関係に関する事務を所掌するものに限る。）
人事委員会事務局		事務局長 参事
		副事務局長 課長 副課長 主幹 主査 主任
労働委員会事務局		事務局長 参事 副事務局長 課長 主幹（労働関係に関する事務を所掌するものに限る。）
選挙管理委員会		書記長 書記長補佐
収用委員会事務局		事務局長 副事務局長

附　則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

職員団体の登録に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

埼玉県人事委員会委員長　香　川　　實

埼玉県人事委員会規則一二―一一五

職員団体の登録に関する規則の一部を改正する規則

職員団体の登録に関する規則（埼玉県人事委員会規則一二―七）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「法第五十四条」を「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和五十三年法律第八十号）第三条第一項」に、同条第三項中「法第五十四条」を「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第三条第一項」に改める。

様式第二号中「地方公務員法第５４条」を「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第３条第１項」に改める。

附　則

（施行期日）

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

埼玉県人事委員会委員長　香　川　實

埼玉県人事委員会規則一三―三五

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（埼玉県人事委員会規則一三―一八）の一部を次のように改正する。

第十四条中「第十一条第一号」を「第十一条第一項第一号」に改める。

第十五条第一項中「第十一条各号」を「第十一条第一項各号」に改める。

第十八条中「第十一条第一号の四」を「第十一条第一項第一号の四」に、「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改める。

附　則

（施行期日）

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

訓　令

埼玉県監査委員訓令第一号

埼玉県監査事務局

埼玉県監査事務局組織規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月二十八日

埼玉県監査委員　春　日　敏　彦
埼玉県監査委員　米　田　正　巳
埼玉県監査委員　樋　口　邦　利
埼玉県監査委員　小　島　信　昭

埼玉県監査事務局組織規程の一部を改正する訓令

埼玉県監査事務局組織規程（昭和四十二年埼玉県監査委員訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　健全化判断比率等の審査の取りまとめに関すること。

附　則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

埼玉県人事委員会訓令第一号

埼玉県人事委員会事務局

埼玉県人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月二十八日

埼玉県人事委員会委員長　香　川　實

埼玉県人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

埼玉県人事委員会事務決裁規程（昭和四十六年埼玉県人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第二の四　事務局職員の服務等に関する事務の項委員長専決事項の欄7中「第二条又は第三条」を「第二条第三項（第三条第三項において準用する場合を含む。）」に改め、同欄9中「第九条」を「第十九条」に改め、同欄中9を12とし、8の次に次のように加える。

9　育児休業法第十条第三項（第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、事務局長の育児短時間勤務又は育児短時間勤務の期間の延長の承認をすること。

10　育児休業法第十二条において準用する育児休業法第五条第二項の規定に基づき、9の承認を取り消すこと。

11　育児休業法第十七条の規定に基づき、事務局長の育児短時間勤務の承認が失効した場合等における育児短時間勤務の例による短時間勤務を行わせること。

別表第二の四　事務局職員の服務等に関する事務の項事務局長専決事項の欄中18を23とし、同欄15中「第九条」を「第十九条」に改め、同欄中15から17までを18から20までとし、20の次に次のように加える。

21　事務局長、参事及び副事務局長の休憩時間を一時間とすること。

22　事務局長、参事及び副事務局長の休憩時間の時限における勤務を命ずること。

別表第二の四　事務局職員の服務等に関する事務の項事務局長専決事項の欄中14の次に次のように加える。

15　育児休業法第十条第三項（第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、参事、副事務局長、課長の育児短時間勤務又は育児短時間勤務の期間の延長の承認をすること。

16　育児休業法第十二条において準用する育児休業法第五条第二項の規定に基づき、15の承認を取り消すこと。

17　育児休業法第十七条の規定に基づき、参事、副事務局長、課長の育児短時間勤務の承認が失効した場合等における育児短時間勤務の例による短時間勤務を行わせること。

別表第三の一　職員の勤務条件等に関する事務の項事務局長専決事項の欄1中「第二条三項」を「第二条第五項」に改め、同欄7中「第十一条第十二号又は第十三号」を「第十一条第一項第十二号又は第十三号」に改め、同欄8中「第十一条第十六号ロ」を「第十一条第一項第十六号ロ」に改め、同欄11中「第三条第三項」を「第三条第五項」に改め、同欄中6を削除し、7から13までを6から12までとする。

別表第三の二　職員の給与に関する事務の項人事委員会決裁事項の欄16中「第十条」を「第十条第二項」に改め、同欄26中「第十二条」を「第十一条」に改める。

別表第三の二　職員の給与に関する事務の項事務局長専決事項の欄中19を削り、20を19とし、21を20とし、同欄22中「ついて」を「準ずると」に改め、同欄中22を21とし、同欄23中「第八条」を「第八条第二項」に改め、同欄中23を22とし、24から38までを23から37までとする。

別表第三の六　職員の任用に関する事務の項人事委員会決裁事項の欄中21を22とし、20を21とし、19を20とし、18の次に次のように加える。

19　任期付職員法第三条第三項の規定に基づき、一般任期付職員（任期付職員規則第七条第一項に規定する一般任期付職員をいう。以下同じ。）（初任給規則第十条第一項第一号に掲げる職務の級の者に限る。）の採用の承認をすること。

別表第三の六　職員の任用に関する事務の項事務局長専決事項の欄29中「任期付職員規則第七条第一項に規定する一般任期付職員をいう。以下同じ。」を「初任給規則第十条第一項第一号に掲げる職務の級の者を除く。」に改める。

別表第四課長共通専決事項の欄15中「第九条」を「第十九条」に改め、同欄中62を64とし、16から61までを18から63までとし、15の次に次のように加える。

16　課長以下の職員の休憩時間を一時間とすること。

17　課長以下の職員の休憩時間の時限における勤務を命令すること。

別表第四総務給与課長専決事項の欄中18を21とし、17の次に次のように加える。

18　育児休業法第十条第三項（第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、職員（事務局長、参事、副事務局長、課長を除く。）の育児短時間勤務又は育児短時間勤務の期間の延長の承認をすること。

19　育児休業法第十二条において準用する育児休業法第五条第二項の規定に基づき、18の承認を取り消すこと。

20　育児休業法第十七条の規定に基づき、職員（事務局長、参事、副事務局長、課長を除く。）の育児短時間勤務の承認が失効した場合等における育児短時間勤務の例による短時間勤務を行わせること。

附　則

この訓令は平成二十年四月一日から施行する。

管理規程

埼玉県公営企業管理規程第二号

埼玉県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十年三月二十八日

埼玉県公営企業管理者　今　井　大　輔

埼玉県企業局組織規程の一部を改正する規程

埼玉県企業局組織規程（昭和三十八年埼玉県公営企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「電気課」を削り、同条第二項第十五号中「及び発電総合事務所」を削り、第十六号を第二十一号に改め、第十五号の次に次の五号を加える。

十六　電気事業施設に係る計画、設計、工事施行及び審査に関すること。

十七　電気事業の予算に関すること。

十八　電気の供給に関すること。

十九　発電及び電気事業施設の記録の整理及び報告に関すること。

二十　電気事業施設の管理に関すること。

同条第五項を削り、第六項を第五項とし、第七項を第六項とし、第八項を第七項とする。

第三条第一項の表局の部中

「

入札企画室長	上司の命を受け、局の建設工事に係る契約事務の企画調整並びに特に指定された建設工事並びに設計、調査及び測量の業務委託に係る入札に関する事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。

」を

「

契約局長	上司の命を受け、契約事務に係る企画及び指導、競争入札の参加者の資格、物品の調達並びに局の建設工事のうち特に指定された建設工事並びに設計、調査及び測量の業務委託に係る入札に関する事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。
技術評価幹	上司の命を受け、特に指定された建設工事に係る総合評価の運営に関する事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。

」

に改め、同表総務課の部調整幹の項の前に次のように加える。

電気事業幹	上司の命を受け、電気事業に関する事務その他特に指定された事務を掌理し、これらの事務を処理するため、職員を指揮監督する。

第三条第三項中「、入札企画室長に副室長」を「、契約局長に副参事、副室長、技術評価幹」に改める。

第八条中「、地域整備事務所及び発電総合事務所」を「及び地域整備事務所」に改め、同条の表中埼玉県発電総合事務所の項を削る。

附　則

この規程は平成二十年四月一日から施行する。

埼玉県公営企業管理規程第三号

埼玉県企業局公文例及び文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十年三月二十八日

埼玉県公営企業管理者　今　井　大　輔

埼玉県企業局公文例及び文書管理規程の一部を改正する規程

埼玉県企業局公文例及び文書管理規程（平成十三年埼玉県公営企業管理規程第八号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第六条関係）

局の課及び所の文書記号

課所名	文書記号
総務課	企局総
財務課	企局財
地域整備課	企局地
水道業務課	企局業
水道施設課	企局施
水道建設課	企局建
埼玉県大久保浄水場	企局大
埼玉県庄和浄水場	企局庄
埼玉県行田浄水場	企局行
埼玉県新三郷浄水場	企局新三
埼玉県吉見浄水場	企局吉
埼玉県水質管理センター	企局水セ
埼玉県第一水道建設事務所	企局一水
埼玉県第二水道建設事務所	企局二水
埼玉県地域整備事務所	企局地整

附　則

この規程は、平成二十年四月一日から施行する。

埼玉県公営企業管理規程第四号

埼玉県企業局公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十年三月二十八日

埼玉県公営企業管理者　今　井　大　輔

埼玉県企業局公印規程の一部を改正する規程

埼玉県企業局公印規程（昭和三十八年埼玉県公営企業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

発電総合事務所長印	方21	埼玉県発電総合事務所長印	同	発電総合事務所長

」

を削る。

附　則

この規程は、平成二十年四月一日から施行する。

埼玉県公営企業管理規程第五号

公営企業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十年三月二十八日

埼玉県公営企業管理者　今　井　大　輔

公営企業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程

公営企業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程（平成十七年埼玉県公営企業管理規程第十二号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「、同項第二号」を削る。

第九条第一項中「次に掲げる書類」の下に「（有効期間を有するものにあっては、その有効期間内のものに限る。）」を加え、同項第一号を次のように改める。

一　イに掲げる書類のいずれか一。ただし、イに掲げる書類を提示し、又は提出することができない場合には、ロに掲げる書類のいずれか二

イ　運転免許証、旅券、外国人登録証明書、住民基本台帳法施行規則（平成十一年自治省令第三十五号）別記様式第二に規定する住民基本台帳カード、船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和三十三年総理府令第十六号）別記様式第九号に規定する猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）第四条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第二十二条の二第一項の宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、無線従事者規則（平成二年郵政省令第十八号）別表第十三号様式に規定する無線従事者免許証、身体障害者手帳その他国若しくは地方公共団体の機関（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号に規定する法人及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人を含む。）が発行した写真のはり付けられた身分証明書若しくは資格証明書又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第百二十四条に規定する専修学校若しくは同法第百三十四条に規定する各種学校（次のロ及び第十七条第一項第一号においてこれらを「学校」という。）が発行した写真のはり付けられた身分証明書

ロ　健康保険の被保険者証、年金手帳の様式を定める省令（昭和四十九年厚生省令第四十号）に規定する年金手帳（第十七条第一項第一号において「年金手帳」という。）、年金証書、在学している学校の在学証明書その他当該開示請求をする者が本人であることを確認するため公営企業管理者が適当と認める書類

第九条第二項を次のように改める。

2　開示請求書を公営企業管理者に送付して開示請求をする場合には、開示請求をする者は、前項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる書類のいずれか二を複写機により複写したもの及びその者の住民票の写し又は外国人登録原票の写し（開示請求をする日前三十日以内に作成されたものに限る。）その他公営企業管理者が適当と認める書類を公営企業管理者に提出すれば足りる。

第九条第三項中「その他」を「その他の」に、「（開示請求をする日前三十日以内に作成されたものに限る。）」を「として公営企業管理者が適当と認めるもの」に改め、同条第四項中「記載した書面を添えて、公営企業管理者に提出」を「記載」に改める。

第十条第一項第二号を削り、同項第三号中「開示を実施することができる日、」を「県の事務所において開示を実施する場合には、開示を実施することができる日、」に改め、同号を同条第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三　開示の実施に要する費用を負担すべき旨その他当該開示の実施に必要な事項

第十七条を次のように改める。

（開示の実施における本人確認手続等）

第十七条　開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、公営企業管理者に対し、次に掲げる書類（有効期間を有するものにあっては、その有効期間内のものに限る。）のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。

一　第九条第一項第一号イに掲げる書類のいずれか一。ただし、同号イに掲げる書類を提示し、又は提出することができない場合には、健康保険の被保険者証、年金手帳、年金証書、在学している学校の在学証明書その他当該開示を受ける者が本人であることを確認するため公営企業管理者が適当と認める書類のいずれか二

二　前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示を受ける者が本人であることを確認するため公営企業管理者が適当と認める書類

２　写しの送付の方法により開示の実施を求める者は、条例第二十一条第一項の規定による通知に係る書面その他の公営企業管理者が適当と認める書類を提出しなければならない。

３　条例第十五条第二項の規定により開示請求をした法定代理人が開示を受ける場合には、当該法定代理人は、戸籍謄本その他のその資格を証明する書類として公営企業管理者が適当と認めるものを公営企業管理者に提示し、又は提出しなければならない。

第十九条中「第四項から第六項まで」を「第四項第三号、第五項及び第六項」に改め、「同条第三項」の下に「及び第四項」を加える。

第二十一条及び第二十二条中「埼玉県総務部県政情報センター所長」を「埼玉県県民生活部県政情報センター所長」に改める。

第二十三条中「埼玉県総務部県政情報センター」を「埼玉県県民生活部県政情報センター」に改める。

本則に次の一条を加える。

（様式）

第二十四条　次の各号に掲げる書面の様式は、知事の保有する個人情報の保護等に関する規則（平成十七年埼玉県規則第七十三号）に定める例による。

一　条例第十六条第一項の書面

二　条例第二十一条第一項に規定する保有個人情報の全部の開示を決定した場合の書面

三　条例第二十一条第一項に規定する保有個人情報の一部の開示を決定した場合の書面

四　条例第二十一条第二項の書面

五　条例第二十二条第二項の書面

六　条例第二十二条第三項の書面

七　条例第二十三条第一項の書面

八　条例第二十四条第二項の書面

九　条例第二十四条第三項（条例第四十三条において準用する場合を含む。）の書面

十　条例第二十五条第三項の規定による申出に係る書面

十一　条例第三十条第一項の書面

十二　条例第三十二条第一項の書面

十三　条例第三十二条第二項の書面

十四　条例第三十三条第二項の書面

十五　条例第三十三条第三項の書面

十六　条例第三十四条第一項の書面

十七　条例第三十五条の書面

十八　条例第三十七条第一項の書面

十九　条例第三十九条第一項の書面

二十　条例第三十九条第二項の書面

二十一　条例第四十条第二項の書面

二十二　条例第四十条第三項の書面

二十三　条例第四十二条の規定による通知に係る書面

附　則

この規程は、平成二十年四月一日から施行する。

埼玉県公営企業管理規程第六号

公営企業管理者が行う公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十年三月二十八日

埼玉県公営企業管理者　今　井　大　輔

公営企業管理者が行う公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程

公営企業管理者が行う公文書の開示等に関する規程（平成十三年埼玉県公営企業管理規程第七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「埼玉県総務部県政情報センター所長」を「埼玉県県民生活部県政情報センター所長」に改める。

第二条中「埼玉県総務部県政情報センター」を「埼玉県県民生活部県政情報センター」に改める。

第十四条中「埼玉県総務部県政情報センター所長」を「埼玉県県民生活部県政情報センター所長」に改める。

附則中「規定」を「規程」に改める。

附　則

この規程は、平成二十年四月一日から施行する。

埼玉県公営企業管理規程第七号

埼玉県企業局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十年三月二十八日

埼玉県公営企業管理者　今　井　大　輔

埼玉県企業局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程

埼玉県企業局事務の委任及び決裁に関する規程（昭和五十二年埼玉県公営企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第七条の見出し中「及び水道担当部長」を「、水道担当部長及び契約局長」に改め、同条の次に次の一項を加える。

２　契約局長の専決することができる事項は、別表第三契約局長の専決事項の欄に掲げるもの及び局長が自己の専決することができる事項のうち、あらかじめ指定した事項とする。

第八条中「入札企画室長」を「技術評価幹」に、「前条の規定」を「前条各項の規定」に、「及び水道担当部長」を「、水道担当部長及び契約局長」に改める。

第九条中「調整幹及び副課長」を「電気事業幹、調整幹、副課長及び副室長」に改め、「、局長」の下に「、契約局長付き主幹及び副参事にあつては、契約局長」を加える。

第十七条第二項中「及び水道担当部長」を「、水道担当部長及び契約局長」に改め、同条第六項中「参事」の下に「、契約局長」を加える。

別表第三を次のように改める。

服務に関する決裁事項・専決事項

事務の種類	管理者決裁事項	局長及び参事の専決事項	管理担当部長の専決事項	水道担当部長の専決事項	契約局長の専決事項
職員の服務に関する事務	1　局長、参事、管理担当部長、水道担当部長及び契約局長の引き続き三日以上の県外旅行を命令し、及び復命を受けること。 2　局長、参事、管理担当部長、水道担当部長及び契約局長の引き続き三日以上の休暇に関すること。 3　局長、参事、管理担当部長、水道担当部長及び契約局長の職務に専念する義務を免除すること。ただし、次に掲げる場合を除く。 イ　引き続き三日未満の研修を受ける場合 ロ　引き続き三日未満の厚生に関する計画の実施に参加する場合 ハ　選挙権その他公民としての権利を行使する場合 ニ　管理者が特に必要と認め人事委員会の承認を受けた場合のうち引き続き三日未満の永年勤続	1　局長及び参事の旅行（県外旅行にあつては、引き続き三日以上の旅行を除く。）並びに副参事、技術評価幹、局に置く主幹及び主査の旅行を命令し、及び復命を受けること。 2　局長及び参事の休暇（引き続き三日以上の休暇を除く。）並びに副参事、技術評価幹、局に置く主幹及び主査の休暇に関すること。 3　局長、参事、技術評価幹並びに局に置く主幹及び主査の休日及び時間外勤務を命ずること。 4　局長、参事、副参事、技術評価幹並びに局に置く主幹及び主査の次に掲げる場合（局長及び参事にあつてはイ及びロの場合のうち引き続き三日未満のもの、ニの場合並びにトの場合のうち永年勤続表彰受賞に係る場合については、引き続き三日未満	1　管理担当部長の旅行（県外旅行にあつては、引き続き三日以上の旅行を除く。）並びに総務課長、財務課長、地域整備課長、主席工事検査員及び地域整備事務所長の引き続き三日以上の県外旅行を命令し、及び復命を受けること。 2　管理担当部長の休暇（引き続き三日以上の休暇を除く。）並びに総務課長、財務課長、地域整備課長、主席工事検査員及び地域整備事務所長の引き続き三日以上の休暇に関すること。 3　管理担当部長の休日及び時間外勤務を命ずること。 4　管理担当部長、総務課長、財務課長、地域整備課長、主席工事検査員及び地域整備事務所長の次に掲げる場合（管理担当部長にあつてはイ及びロの場合のうち引き続き三日未	1　水道担当部長の旅行（県外旅行にあつては、引き続き三日以上の旅行を除く。）並びに水道業務課長、水道施設課長、水道建設課長、浄水場長、水質管理センター所長及び水道建設事務所長の引き続き三日以上の県外旅行を命令し、及び復命を受けること。 2　水道担当部長の休暇（引き続き三日以上の休暇を除く。）並びに水道業務課長、水道施設課長、水道建設課長、浄水場長、水質管理センター所長及び水道建設事務所長の引き続き三日以上の休暇に関すること。 3　水道担当部長の休日及び時間外勤務を命ずること。 4　水道担当部長、水道業務課長、水道施設課長、水道建設課長、浄水場長、水質管理センター所長及び水道建設事務所長の次に掲げる場合（水	1　契約局長の旅行（県外旅行にあつては、引き続き三日以上の旅行を除く。）を命令し、及び復命を受けること。 2　契約局長の休暇（引き続き三日以上の休暇を除く。）に関すること。 3　契約局長の休日及び時間外勤務を命ずること。 4　契約局長の次に掲げる場合（イ及びロの場合のうち引き続き三日未満のもの、ニの場合並びにトの場合のうち永年勤続表彰受賞に係る場合については、引き続き三日未満の場合に限る。）における職務に専念する義務を免除すること。 イ　研修を受ける場合 ロ　厚生に関する計画の実施に参加する場合 ハ　証人、鑑定人、参考人等として官公署に出頭する場合 ニ　選挙権その他

表彰受賞に係る場合 4　地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下この表において「育児休業法」という。）第二条第三項（第三条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、局長、参事、管理担当部長、水道担当部長及び契約局長の育児休業又は育児休業の期間の延長の承認をすること。 5　育児休業法第五条第二項の規定に基づき、4の承認を取り消すこと。 6　育児休業法第十条第三項（第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、局長、参事、管理担当部長、水道担当部長及び契約局長の育児短時間勤務又は育児短時間勤務の期間の延長の承認をすること。 7　育児休業法第十二条において準用する第五条第二項の規定に基づき、6の承認を取り消すこと。 8　育児休業法第十七条の規定に基づき、局長、参事、管理担当部長、水道担当部長及び契約局長の育児短時間勤務の承認が失効した場合等における育児短時間勤務の例による短時間勤務を行わせること。 9　埼玉県企業職員就業規程（昭和三十八年埼玉県公営企業管理規程第二号。以下この表において「就業規程」という。）第十三条の二第一項の規定に基づき、局長、参事、管理担当部長、水道担当部長及び契約局長の部分休業の承認をすること。 10　就業規程第十三条の二第三項の規定に基づき、9の承認を取り消すこと。	の場合に限る。）における職務に専念する義務を免除すること。 イ　研修を受ける場合 ロ　厚生に関する計画の実施に参加する場合 ハ　証人、鑑定人、参考人等として官公署に出頭する場合 ニ　選挙権その他公民としての権利を行使する場合 ホ　法令又は条例に基づいて設置された職員の厚生福利を目的とする団体の事業又は事務に従事する場合 へ　本県の行う任用試験又は職務の遂行に必要な資格試験を受ける場合 ト　管理者が特に必要と認め人事委員会の承認を受けた場合 5　局長、参事、副参事、技術評価幹並びに局に置く主幹及び主査の週休日の振替及び半日勤務時間の割振り変更を行うこと。 6　局長、参事、副参事、技術評価幹並びに局に置く主幹及び主査の休日の代休日を指定すること。 7　育児休業法第二条第三項（第三条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、副参事、技術評価幹、本庁の課長、地域機関の長並びに局に置く主幹及び主査の育児休業又は育児休業の期間の延長の承認をすること。 8　育児休業法第五条第二項の規定に基づき、7の承認を取り消すこと。 9　育児休業法第十条第三項（第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、副参事、技術評価幹、本庁の課長、地域機関の長並びに局に置く主幹及び主査の育児短時間勤務又は育児短時間勤務の期間の延長の承認をすること。 10　育児休業法第十二条において準用する第五条第二項の規定に基づき、9の承認を取り消すこと。 11　育児休業法第十七条の規定に基づき、副参事、技術評価幹、本庁の課長、地域機関の長並びに局に置く主幹及び主査の育児短時間勤務の承認が失効した場合等における育児短時間勤務の例による短時間勤務を行わせること。 12　就業規程第十三条の二第一項の規定に基づき、副参事、技術評価幹並	満のもの、ニの場合並びにトの場合のうち永年勤続表彰受賞に係る場合については、引き続き三日未満の場合に限り、総務課長、財務課長、地域整備課長及び主席工事検査員にあつてはイ及びロの場合のうち引き続き三日未満のもの、ニの場合並びにトの場合については、引き続き三日未満の永年勤続表彰受賞に係る場合を、地域整備事務所長にあつてはイ、ロ及びニの場合並びにトの場合のうち永年勤続表彰受賞に係る引き続き三日未満の場合をそれぞれ除く。）における職務に専念する義務を免除すること。 イ　研修を受ける場合 ロ　厚生に関する計画の実施に参加する場合 ハ　証人、鑑定人、参考人等として官公署に出頭する場合 ニ　選挙権その他公民としての権利を行使する場合 ホ　法令又は条例に基づいて設置された職員の厚生福利を目的とする団体の事業又は事務に従事する場合 へ　本県の行う任用試験又は職務の遂行に必要な資格試験を受ける場合 ト　管理者が特に必要と認め人事委員会の承認を受けた場合 5　管理担当部長の週休日の振替及び半日勤務時間の割振り変更を行うこと。 6　管理担当部長の休日の代休日を指定すること。 7　就業規程第十三条の二第一項の規定に基づき、総務課長、財務課長、地域整備課長、主席工事検査員及び地域整備事務所長の部分休業の承認をすること。 8　就業規程第十三条の二第三項の規定に基づき、7の承認を取り消すこと。 9　就業規程第四条第二項の規定に基づき、管理担当部長の休憩時間を一時間とすること。 10　就業規程第四条の二の規定に基づき、管理担当部長の休憩時間の時限における勤務を命ずること。	道担当部長にあつてはイ及びロの場合のうち引き続き三日未満のもの、ニの場合並びにトの場合のうち永年勤続表彰受賞に係る場合については、引き続き三日未満の場合に限り、水道業務課長、水道施設課長及び水道建設課長にあつてはイ及びロの場合のうち引き続き三日未満のもの、ニの場合並びにトの場合については、引き続き三日未満の永年勤続表彰受賞に係る場合を、浄水場長、水質管理センター所長及び水道建設事務所長にあつてはイ、ロ及びニの場合並びにトの場合のうち永年勤続表彰受賞に係る引き続き三日未満の場合をそれぞれ除く。）における職務に専念する義務を免除すること。 イ　研修を受ける場合 ロ　厚生に関する計画の実施に参加する場合 ハ　証人、鑑定人、参考人等として官公署に出頭する場合 ニ　選挙権その他公民としての権利を行使する場合 ホ　法令又は条例に基づいて設置された職員の厚生福利を目的とする団体の事業又は事務に従事する場合 へ　本県の行う任用試験又は職務の遂行に必要な資格試験を受ける場合 ト　管理者が特に必要と認め人事委員会の承認を受けた場合 5　水道担当部長の週休日の振替及び半日勤務時間の割振り変更を行うこと。 6　水道担当部長の休日の代休日を指定すること。 7　就業規程第十三条の二第一項の規定に基づき、水道業務課長、水道施設課長、水道建設課長、浄水場長、水質管理センター所長及び水道建設事務所長の部分休業の承認をすること。 8　就業規程第十三条の二第三項の規定に基づき、7の承認を取り消すこと。 9　就業規程第四条第二項の規定に基づき、水道担当部長の休憩時間を一時間とすること。 10　就業規程第四条の二の規定に基づき、水道担当部長の休憩時間の時限における勤務を命ずること。	公民としての権利を行使する場合 ホ　法令又は条例に基づいて設置された職員の厚生福利を目的とする団体の事業又は事務に従事する場合 へ　本県の行う任用試験又は職務の遂行に必要な資格試験を受ける場合 ト　管理者が特に必要と認め人事委員会の承認を受けた場合 5　契約局長の週休日の振替及び半日勤務時間の割振りの変更を行うこと。 6　契約局長の休日の代休日を指定すること。 7　就業規程第四条第二項の規定に基づき、契約局長の休憩時間を一時間とすること。 8　就業規程第四条の二の規定に基づき、契約局長の休憩時間の時限における勤務を命ずること。

		び局に置く主幹及び主査の部分休業の承認をすること。 13　就業規程第十三条の二第三項の規定に基づき、12の承認を取り消すこと。 14　就業規程第四条第二項の規定に基づき、局長の休憩時間を一時間とすること。 15　就業規程第四条の二の規定に基づき、局長の休憩時間の時限における勤務を命ずること。			

別表第四総務課の部第一項局長の専決事項の欄3中ニを削り、ホをニに改め、同部第二項管理者決裁事項の欄1及び2中「、副参事」を「、契約局長、副参事、技術評価幹」に改め、同項3中「、水道担当部長」の下に「及び契約局長」を加え、同項局長の専決事項の欄1及び2中「、副参事」を「、契約局長、副参事、技術評価幹」に改め、同欄3中「副参事」の下に「、技術評価幹」を加え、同部第八項の次に次のように加える。

九　電気事業法（以下この項において「法」という。）に関する事務	1　法第二十二条の規定に基づき、料金その他の供給条件について届出をすること。 2　法第四十七条又は第四十八条の規定に基づき、電気工作物の設置又は変更の工事について認可の申請又は届出をすること。			
十　電気関係報告規則（昭和四十年通商産業省令第五十四号）に関する事務			電気関係報告規則第三条第二項の規定に基づき、電気工作物の事故の報告をすること。	

別表第四中電気課の部を削る。

同表財務課の部第二項中「国有資産等所在市町村交付金及び納付に関する法律」を「国有資産等所在市町村交付金法」に改め、同項局長の専決事項の欄中「第十条」を「第八条」に、「第十一条」を「第九条」に、「第十二条」を「第十条」に改める。

同表水道施設課の部第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項から第六項までを一項ずつ繰り上げる。

附　則

この規程は、平成二十年四月一日から施行する。

埼玉県公営企業管理規程第八号

埼玉県企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十年三月二十八日

埼玉県公営企業管理者　今　井　大　輔

埼玉県企業職員給与規程の一部を改正する規程

埼玉県企業職員給与規程（昭和四十一年埼玉県公営企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第二項中「占める職員」の下に「（以下「再任用短時間勤務職員」という。）」を加え、「埼玉県企業職員就業規程（昭和三十八年埼玉県公営企業管理規程第二号。以下「就業規程」という。）第三条第三項」を「就業規程第三条第五項」に改め、同項を同条第三項とし、同条中第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、埼玉県企業職員就業規程（昭和三十八年埼玉県公営企業管理規程第二号。以下「就業規程」という。）第三条第三項、第六条又は第七条の規定により定められたその者の勤務時間を就業規程第三条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第二条の二に次の一項を加える。

4　育児休業法第十八条第一項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、就業規程第三条第六項、第六条又は第七条の規定により定められたその者の勤務時間を就業規程第三条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第三条第二項中「定める額」の下に「（育児短時間勤務職員等にあってはその額に、就業規程第三条第三項、第六条又は第七条の規定により定められたその者の勤務時間を就業規程第三条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、任期付短時間勤務職員にあってはその額に、就業規程第三条第六項、第六条又は第七条の規定により定められたその者の勤務時間を就業規程第三条第一項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」を加え、同条第三項中「地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「再任用短時間勤務職員」に改め、「第三条第三項」を「第三条第五項」に改める。

第六条第一項第二号中「発電総合事務所」を「総務課」に改め、同条第二項第二号中「第二号」を「第三号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　前項第二号の業務　業務に従事した日一日につき六百五十円

第八条第一項中「発電総合事務所又は」を削る。

第十条の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改め、同条第一項中「地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「再任用短時間勤務職員」に、「同条第一項第二号」を「同条第一項第三号」に、「同条第二項第二号」を「同条第二項第三号」に、「第三条第三項」を「第三条第五項」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

育児短時間勤務職員等が、現場業務手当（第六条第一項第一号の業務のうち同条第二項第一号イの規定により月額で支給される業務及び同条第一項第三号から第五号までの業務のうち同条第二項第三号イの規定により月額で支給される業務に係るものに限る。）の支給される業務に従事したときに支給する手当の額は、この規程の規定により受けるべき額に、就業規程第三条第三項、第六条又は第七条の規定により定められたその者の勤務時間を就業規程第三条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第十条に次の一項を加える。

3　任期付短時間勤務職員が、現場業務手当（第六条第一項第一号の業務のうち同条第二項第一号イの規定により月額で支給される業務及び同条第一項第三号から第五号までの業務のうち同条第二項第三号イの規定により月額で支給される業務に係るものに限る。）の支給される業務に従事したときに支給する手当の額は、この規程の規定により受けるべき額に、就業規程第三条第六項、第六条又は第七条の規定により定められたその者の勤務時間を就業規程第三条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

別表第三本庁の項を次のように改め、同表中発電総合事務所の項を削る。

本庁		局長 参事 局付	参事 管理担当部長 水道担当部長 契約局長 局付	課長 調整幹 技術評価幹 電気事業幹 主席工事検査員 副参事 局付	副課長 調整幹 主幹 副室長 主任工事検査員 課付	主幹 主査 主任工事検査員 工事検査員 課付	主査 工事検査員 課付	主査 工事検査員 課付		

別表第五を次のように改める。

別表第五（第三条関係）

職	区　分
局長	一　種
参事	二　種（管理者が別に定める場合にあっては一種）
管理担当部長	二　種

水道担当部長 契約局長 大久保浄水場長 行田浄水場長 新三郷浄水場長	
本庁の各課長 技術評価幹 電気事業幹 主席工事検査員 副参事 地域機関の長（大久保浄水場長、行田浄水場長及び新三郷浄水場長を除く。）	三　種
調整幹	四　種（管理者が別に定める場合にあっては三種）
副課長 副室長 副場長 副所長	四　種

附　則

（施行期日）

1　この規程は、平成二十年四月一日から施行する。

（埼玉県企業職員給与規程の一部を改正する規程の一部改正）

2　埼玉県企業職員給与規程の一部を改正する規程（平成十六年公営企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「平成二十一年三月三十一日（同条第二項第二号に掲げる職員にあっては平成十六年四月一日から平成二十年三月三十一日まで、同項第三号、」を「平成二十年三月三十一日（同条第二項第三号」に改め、同項の表を次のように改める。

職員の区分＼期間	平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで	平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで	平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで	平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで
改正前の規程第八条第二項第一号に掲げる職員	給料月額の百分の五に相当する額	給料月額の百分の四に相当する額	給料月額の百分の三に相当する額	給料月額の百分の二に相当する額
改正前の規程第八条第二項第二号に掲げる職員	給料月額の百分の四に相当する額	給料月額の百分の三に相当する額	給料月額の百分の二に相当する額	給料月額の百分の一に相当する額
改正前の規程第八条第二項第三号に掲げる職員	給料月額の百分の一に相当する額			

附則第五項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改める。

埼玉県公営企業管理規程第九号

埼玉県企業局職員倫理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十年三月二十八日

埼玉県公営企業管理者　今　井　大　輔

埼玉県企業局職員倫理規程の一部を改正する規程

埼玉県企業局職員倫理規程（平成十年埼玉県公営企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項第二号中「水道担当部長」の下に「、契約局長」を加え、「並びに局の主幹及び主査」を「及び技術評価幹」に改め、同項第三号中「、電気課長、入札企画室長、主席工事検査員、地域整備事務所長及び発電総合事務所長」を「主席工事検査員及び地域整備事務所長」に改め、同項第五号中「所属する課の課長又は入札企画室長」を「契約局長、所属する課の課長又は主席工事検査員」に改める。

附　則

この規程は、平成二十年四月一日から施行する。

埼玉県公営企業管理規程第十号

埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十年三月二十八日

埼玉県公営企業管理者　今　井　大　輔

埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程

埼玉県企業職員就業規程（昭和三十八年埼玉県公営企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「水道担当部長」の下に「、契約局長」を加え、「並びに局の主幹及び主査」を「及び技術評価幹」に改め、同項第三号中「、電気課長、入札企画室長、主席工事検査員、地域整備事務所長及び発電総合事務所長」を「主席工事検査員及び地域整備事務所長」に改め、同項第五号中「所属する課の課長又は入札企画室長」を「契約局長、所属する課の課長又は主席工事検査員」に改める。

第三条第四項を次のように改める。

4　前三項の勤務時間は、一週間ごとの期間について、一日につき八時間を超えない範囲内で、業務の実情に応じ（育児短時間勤務職員等にあっては、当該育児短時間勤務等の内容に従い）、育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員の所属する本庁の課の課長、契約局長又は地域機関の長（次条第三項及び第五条において「課長等」という。）が割り振るものとする。

第三条中第四項を第七項とし、同条第三項中「第二十八条の五第一項」を「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で同法第二十八条の五第一項」に、「占める職員」を「占めるもの」に、「一週間について」を「四週間を超えない期間につき一週間当たり」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6　育児休業法第十八条第一項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第一項の規定にかかわらず、四週間を超えない期間につき一週間当たり三十二時間までの範囲内で、管理者が定める。

第三条第二項の次に次の二項を加える。

3　地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の一週間当たりの勤務時間は、第一項の規定にかかわらず、当該承認を受けることとなった育児短時間勤務の内容（育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、管理者が定める。

4　地方公営企業法第三十九条第三項の規定により読み替えて適用する育児休業法第十条第一項の地方公営企業の管理者が定める育児短時間勤務職員等の勤務の形態は、次の各号に掲げるいずれかの勤務形態とする。

一　日曜日及び土曜日を週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とし、週休日以外の日において一日につき当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間に十分の一を乗じて得た時間勤務すること。

二　日曜日及び土曜日を週休日とし、週休日以外の日において一日につき当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間に八分の一を乗じて得た時間勤務すること。

三　日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの五日間のうちの二日を週休日とし、週休日以外の日において一日につき当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間に五分の一を乗じて得た時間勤務すること。

四　日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの五日間のうちの二日を週休日とし、週休日以外の日のうち、二日については一日につき当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間に五分の一を乗じて得た時間、一日については一日につき当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間に十分の一を乗じて得た時間勤務すること。

第四条第三項中「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改める。

第五条中「（勤務を割り振らない日をいう。以下同じ。）」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に、「これらの日に加えて、」を「日曜日及び土曜日に加えて」に改める。

第六条第一項の表勤務時間の欄中「ただし、」の下に「育児短時間勤務職員等にあっては、四週間を平均して、一週間について当該育児短時間勤務等の内容に従い、二十時間、二十四時間又は二十五時間となるよう、」を加え、「範囲内で」の下に「、任期付短時間勤務職員にあっては、四週間を平均して、一週間について三十二時間までの範囲内で」を加え、同表勤務時間の割振りの欄中「定める。」の下に「た

だし、育児短時間勤務職員等については、一週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い一日につき八時間を超えない範囲内で、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、一週間ごとの期間について、一日につき八時間を超えない範囲内で、業務の実情に応じ、所長が定める。」を加え、同表休憩時間の欄中「定める。」の下に「ただし、育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の休憩時間は、業務の実情に応じ、所長が定める。」を加え、同表週休日の欄中「（再任用短時間勤務職員にあっては、八日以上）」を削り、「定める。」の下に「ただし、育児短時間勤務職員等にあっては、八日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、八日以上とし、業務の実情に応じ、所長が定める」を加える。

第七条中「、新三郷浄水場及び発電総合事務所」を「及び新三郷浄水場」に改め、「（再任用短時間勤務職員にあっては、十六時間から三十二時間までの範囲内で）」を「（育児短時間勤務職員等にあっては、当該育児短時間勤務等の内容に従い、二十時間、二十四時間又は二十五時間となるよう、再任用短時間勤務職員にあっては、十六時間から三十二時間までの範囲内で、任期付短時間勤務職員にあっては、三十二時間までの範囲内で）」に改める。

第八条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の交替勤務者の勤務時間は、第一項の規定にかかわらず、業務の実情に応じ、所長が定める。

第九条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の交替勤務者の休憩時間は、前二項の規定にかかわらず、業務の実情に応じ、所長が定める。

第十条中「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等にあっては、十六日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改める。

第十一条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員が前項の週休日の振替えを行う場合における当該職員の勤務時間は、四週間を平均して一週間について第三条第四項から第六項までの規定でそれぞれ定められた時間とする。

第二十七条中「再任用短時間勤務職員」の下に「及び任期付短時間勤務職員」を加える。

附　則

この規程は、平成二十年四月一日から施行する。

埼玉県公営企業管理規程第十一号

埼玉県企業局職員の職務発明等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十年三月二十八日

埼玉県公営企業管理者　今　井　大　輔

埼玉県企業局職員の職務発明等に関する規程の一部を改正する規程

埼玉県企業局職員の職務発明等に関する規程（平成十六年埼玉県公営企業管理規程第十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「本庁の課長」を「契約局長、本庁の課長」に改め、「入札企画室長及び」を削る。

附　則

この規程は、平成二十年四月一日から施行する。

埼玉県公営企業管理規程第十二号

埼玉県企業局職員被服貸与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十年三月二十八日

埼玉県公営企業管理者　今　井　大　輔

埼玉県企業局職員被服貸与規程の一部を改正する規程

埼玉県企業局職員被服貸与規程（昭和三十八年埼玉県公営企業管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

別表地域機関の部第一項中「発電総合事務所又は」を削る。

附　則

この規程は、平成二十年四月一日から施行する。

埼玉県公営企業管理規程第十三号

埼玉県公営企業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十年三月二十八日

埼玉県公営企業管理者　今　井　大　輔

埼玉県公営企業財務規程の一部を改正する規程

埼玉県公営企業財務規程（昭和三十九年埼玉県公営企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一号中「及び水道業務課長」を削り、「次号」の下に「及び第三号」を加え、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　水道業務課長　埼玉県工業用水道料金徴収条例（昭和四十一年埼玉県条例第六十五号）に規定する収入及び給水契約に基づく収入並びに埼玉県水道用水料金徴収条例（昭和四十三年埼玉県条例第十二号）に規定する収入

第四十二条第二項中「（給与」の下に「及び児童手当」を加える。

第百二十条中「二年以内」を「三年以内」に改める。

第百五十七条第一項中「毎事業年度終了後」の下に「二月以内に」を加え、「五月二十五日までに」を削り、同条第二項中「毎事業年度五月末日まで」を「毎事業年度終了後二月以内」に改める。

別表第二　費用の部の表中

「

	営業外費用	支払利息及び企業債取扱諸費	企業債利息 借入金利息 機構負担年賦金利息 施設購入年賦金利息 企業債手数料及び取扱費	企業債の元利償還の都度支払う手数料及び取扱費

」

を

「

	営業外費用			金融及び財務活動に伴う費用及び固有の営業活動に係る費用以外の費用を記載する。
		支払利息及び企業債取扱諸費	企業債利息 借入金利息 機構負担年賦金利息 施設購入年賦金利息 企業債手数料及び取扱費	企業債の元利償還の都度支払う手数料及び取扱費

」

に改める。

別表第三　収益の部の表中

「

	営業収益	事業資産売却収益	地区別	資産の種類別に分類整理する。

」

を

「

	営業収益			主たる営業活動から生じる収益
		事業資産売却収益	地区別	資産の種類別に分類整理する。

」

に改める。

別表第七中6を削り、7中「分譲推進課長」を「地域整備課長」に改め、7を6とし、8を7とする。

別表第七の二備考中8を削り、9中「分譲推進課長」を「地域整備課長」に改め、9を8とし、10を9とする。

附　則

この規程は、平成二十年四月一日から施行する。

埼玉県病院事業財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

埼玉県病院事業管理者　伊　能　睿

埼玉県病院事業管理規程第一号

埼玉県病院事業財務規程の一部を改正する規程

埼玉県病院事業財務規程（平成十四年病院事業管理規程第四号）の一部を次のよ

うに改正する。

第四十二条第二項中「（給与については、当該資金前渡担当者の所属する機関の長）」を削る。

第百三十二条中「二年以内」を「三年以内」に改める。

附　則

この規程は、平成二十年四月一日から施行する。

埼玉県病院事業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十年三月二十八日

埼玉県病院事業管理者　伊　能　睿

埼玉県病院事業管理規程第二号

埼玉県病院事業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程

埼玉県病院事業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程（平成十七年埼玉県病院事業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「、同項第二号」を削る。

第九条第一項中「次に掲げる書類」の下に「（有効期間を有するものにあっては、その有効期間内のものに限る。）」を加え、同項第一号を次のように改める。

一　イに掲げる書類のいずれか一。ただし、イに掲げる書類を提示し、又は提出することができない場合には、ロに掲げる書類のいずれか二

イ　運転免許証、旅券、外国人登録証明書、住民基本台帳法施行規則（平成十一年自治省令第三十五号）別記様式第二に規定する住民基本台帳カード、船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和三十三年総理府令第十六号）別記様式第九号に規定する猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）第四条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第二十二条の二第一項の宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、無線従事者規則（平成二年郵政省令第十八号）別表第十三号様式に規定する無線従事者免許証、身体障害者手帳その他国若しくは地方公共団体の機関（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号に規定する法人及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人を含む。）が発行した写真のはり付けられた身分証明書若しくは資格証明書又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第百二十四条に規定する専修学校若しくは同法第百三十四条に規定する各種学校（次のロ及び第十七条第一項第一号においてこれらを「学校」という。）が発行した写真のはり付けられた身分証明書

ロ　健康保険の被保険者証、年金手帳の様式を定める省令（昭和四十九年厚生省令第四十号）に規定する年金手帳（第十七条第一項第一号において「年金手帳」という。）、年金証書、在学している学校の在学証明書その他当該開示請求をする者が本人であることを確認するため管理者が適当と認める書類

第九条第二項を次のように改める。

2　開示請求書を管理者に送付して開示請求をする場合には、開示請求をする者は、前項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる書類のいずれか二を複写機により複写したもの及びその者の住民票の写し又は外国人登録原票の写し（開示請求をする日前三十日以内に作成されたものに限る。）その他管理者が適当と認める書類を管理者に提出すれば足りる。

第九条第三項中「その他」を「その他の」に、「（開示請求をする日前三十日以内に作成されたものに限る。）」を「として管理者が適当と認めるもの」に改め、同条第四項中「記載した書面を添えて、管理者に提出」を「記載」に改める。

第十条第一項第二号を削り、同項第三号中「開示を実施することができる日、」を「県の事務所において開示を実施する場合には、開示を実施することができる日」に改め、同号を同項第二号とし、同項に次の一号を加える。

三　開示の実施に要する費用を負担すべき旨その他当該開示の実施に必要な事項

第十七条を次のように改める。

（開示の実施における本人確認手続等）

第十七条　開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、管理者に対し、次に掲げる書類（有効期間を有するものにあっては、その有効期間内のものに限る。）のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。

一　第九条第一項第一号イに掲げる書類のいずれか一。ただし、同号イに掲げる

書類を提示し、又は提出することができない場合には、健康保険の被保険者証、年金手帳、年金証書、在学している学校の在学証明書その他当該開示を受ける者が本人であることを確認するため管理者が適当と認める書類のいずれか二

二　前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示を受ける者が本人であることを確認するため管理者が適当と認める書類

2　写しの送付の方法により開示の実施を求める者は、条例第二十一条第一項の規定による通知に係る書面その他の管理者が適当と認める書類を提出しなければならない。

3　条例第十五条第二項の規定により開示請求をした法定代理人が開示を受ける場合には、当該法定代理人は、戸籍謄本その他のその資格を証明する書類として管理者が適当と認めるものを管理者に提示し、又は提出しなければならない。

第十九条中「第四項から第六項まで」を「第四項第三号、第五項及び第六項」に改め、「同条第三項」の下に「及び第四項」を加える。

第二十条及び第二十一条中「埼玉県総務部県政情報センター所長」を「埼玉県県民生活部県政情報センター所長」に改める。

第二十二条中「埼玉県総務部県政情報センター」を「埼玉県県民生活部県政情報センター」に改める。

本則に次の一条を加える。

（様式）

第二十三条　次の各号に掲げる書面の様式は、知事の保有する個人情報の保護等に関する規則（平成十七年埼玉県規則第七十三号）に定める例による。

一　条例第十六条第一項の書面

二　条例第二十一条第一項に規定する保有個人情報の全部の開示を決定した場合の書面

三　条例第二十一条第一項に規定する保有個人情報の一部の開示を決定した場合の書面

四　条例第二十一条第二項の書面

五　条例第二十二条第二項の書面

六　条例第二十二条第三項の書面

七　条例第二十三条第一項の書面

八　条例第二十四条第二項の書面

九　条例第二十四条第三項（条例第四十三条において準用する場合を含む。）の書面

十　条例第二十五条第三項の規定による申出に係る書面

十一　条例第三十条第一項の書面

十二　条例第三十二条第一項の書面

十三　条例第三十二条第二項の書面

十四　条例第三十三条第二項の書面

十五　条例第三十三条第三項の書面

十六　条例第三十四条第一項の書面

十七　条例第三十五条の書面

十八　条例第三十七条第一項の書面

十九　条例第三十九条第一項の書面

二十　条例第三十九条第二項の書面

二十一　条例第四十条第二項の書面

二十二　条例第四十条第三項の書面

二十三　条例第四十二条の規定による通知に係る書面

附　則

この規程は、平成二十年四月一日から施行する。

埼玉県病院事業管理規程第三号

埼玉県病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十年三月二十八日

埼玉県病院事業管理者　伊　能　睿

埼玉県病院局組織規程の一部を改正する規程

埼玉県病院局組織規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表を次のように改める

局　長	上司の命を受け、局の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。

局		
	契約局長	上司の命を受け、入札契約制度の企画調整並びに入札資格審査及び局の建設工事のうち特に指定された建設工事並びに設計、調査及び測量の業務委託に係る入札に関する事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。
	技術評価幹	上司の命を受け、特に指定された建設工事にかかる総合評価の運営に関する事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。
課	課長	上司の命を受け、課の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。

第三条第二項の表局の部室長付の項を削る。

第四条第二項中「入札企画室長」を「、契約局長」に改め、「契約局長に」の下に「副参事、技術評価幹、副室長、主幹又は主査のほか、」を加える。

第八条の表循環器・呼吸器病センターの部

「

循環器内科 心臓血管外科 放射線科 呼吸器内科 呼吸器外科 脳神経外科 リハビリテーション科 麻酔科 病理科 放射線技術部 検査技術部 薬剤部 栄養部 実験検査部 理学療法部 臨床工学部
看護部
事務局

」の項を「

循環器内科 心臓血管外科 放射線科 呼吸器内科 呼吸器外科 脳神経外科 消化器外科 リハビリテーション科 麻酔科 病理科 放射線技術部 検査技術部 薬剤部 栄養部 実験検査部 理学療法部 臨床工学部
看護部
事務局

」に改め、

第八条の表がんセンターの部

「

血液科 内分泌科 緩和ケア科 消化器内科 内視鏡科 消化器外科 呼吸器科 胸部外科 乳腺外科 脳神経外科 整形外科 形成外科 婦人科 頭頸部外科 皮膚科 泌尿器科 歯科口腔外科 麻酔科 放射線科 病理科 腫瘍診断・予防科 放射線技術部 検査技術部 薬剤部 栄養部
看護部
臨床腫瘍研究所
図書館
事務局

」の項を「

血液科 乳腺腫瘍内科 緩和ケア科 消化器内科 内視鏡科 消化器外科 呼吸器科 胸部外科 乳腺外科 脳神経外科 整形外科 形成外科 婦人科 頭頸部外科 皮膚科 泌尿器科 歯科口腔外科 麻酔科 放射線科 病理科 腫瘍診断・予防科 放射線技術部 検査技術部 薬剤部 栄養部
看護部
臨床腫瘍研究所
図書館
事務局

」に改める。

附　則

この規程は、平成二十年四月一日から施行する。

埼玉県病院事業管理規程第四号

埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十年三月二十八日

埼玉県病院事業管理者　伊　能　　睿

埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程

埼玉県病院局職員給与規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「占める職員」の下に「（以下「再任用短時間勤務職員」という。）」を加え、「埼玉県病院局職員就業規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第三号。以下「就業規程」という。）第三条第三項」を「就業規程第三条第五項」に改め、同項を同条第三項とし、同条中第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、埼玉県病院局職員就業規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第三号。以下「就業規程」という。）第三条第三項、第七条又は第十三条の規定により定められたその者の勤務時間を就業規程第三条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする

第三条に次の一項を加える。

4　育児休業法第十八条第一項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、就業規程第三条第六項、第七条又は第十三条の規定により定められたその者の勤務時間を就業規程第三条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第五条第二項中「定める額」の下に「（育児短時間勤務職員等にあってはその額に、就業規程第三条第三項、第七条又は第十三条の規定により定められたその者の勤務時間を就業規程第三条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、任期付短時間勤務職員にあってはその額に、就業規程第三条第六項、第七条又は第十三条の規定により定められたその者の勤務時間を就業規程第三条第一項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」を加え、同条第三項中「地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあっては、その額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二号）第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項」を「再任用短時間勤務職員にあっては、その額に就業規程第三条第五項、第六条又は第七条の規定により定められたその者の勤務時間を就業規程第三条第一項」に改める。

第十八条の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改め、同条第一項中「地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「再任用短時間勤務職員」に、「条例」を「規程」に、「第三条第三項」を「第三条第五項」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

育児短時間勤務職員等が、次に掲げる特殊勤務手当の支給される業務に従事したときに支給する手当の額は、この規程の規定により受けるべき額に、就業規程第三条第三項、第七条又は第十三条の規定により定められたその者の勤務時間を就業規程第三条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

一　福祉保健業務手当（第九条第一項第一号の業務に係るものに限る。）

二　介助及び汚物処理作業手当（第十条第一項第一号の業務に係るものに限る。）

第十八条に次の一項を加える。

3　任期付短時間勤務職員等が、次に掲げる特殊勤務手当の支給される業務に従事したときに支給する手当の額は、この規程の規定により受けるべき額に、就業規程第三条第六項、第七条又は第十三条の規定により定められたその者の勤務時間を就業規程第三条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

一　福祉保健業務手当（第九条第一項第一号の業務に係るものに限る。）

二　介助及び汚物処理作業手当（第十条第一項第一号の業務に係るものに限る。）

別表第四イ（二）本局の項を次のように改める。

十級	
九級	
八級	局長 契約局長 参事 局付
七級	課長 主席工事検査員 技術幹 技術評価幹 副参事 局付
六級	副課長 主任工事検査員 副技術幹 副室長 課付
五級	主任工事検査員 工事検査員 課付
四級	工事検査員 課付
三級	工事検査員 課付
二級	
一級	

別表第五を次のように改める。

区分	病院	
	共通	がんセンター
五級		
四級	主席主幹 センター付	所長
三級	主幹 主任研究員 専門研究員 主任 専門員 センター付	
二級	技師	
一級	技師	

別表第九を次のように改める。

別表第九（第五条関係）

職	区分
病院長	一種
局長 契約局長 参事	二種
主席工事検査員 技術評価幹 副参事 課長 技術幹 副病院長 医療安全管理室長 所長 精神保健指導幹（病院事業管理者が定めるものに限る）	三種
副室長 副課長 副技術幹 科長（病院事業管理者が定めるものに限る） 部長（病院事業管理者が定めるものに限る） 図書館長 精神保健指導幹 副局長 主任工事検査員	四種
部長 主席技師長 主席主幹 手術部長 ディケア部長 科長 医幹	五種

附　則

この規程は、平成二十年四月一日から施行する。

埼玉県病院事業管理規程第五号

埼玉県病院局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十年三月二十八日

埼玉県病院事業管理者　伊　能　　睿

埼玉県病院局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程

埼玉県病院局事務の委任及び決裁に関する規程（平成十四年埼玉県病院事業管理

理規程第二号）の一部を次のように改正する。
第二条の次に次の一条を加える。
（契約局長の専決事項）
第六条の二　契約局長の専決することができる事項は、別表第二の契約局長の専決事項の欄に掲げるもの及び局長が自己の専決することができる事項のうち、あらかじめ指定した事項とする。
第七条中「入札企画室長」を「技術評価幹及び主席工事検査員」に改め、同条中「局長の専決することができる事項」の下に「、第六条の二の規定により契約局長の専決することができる事項」を加える。
第十五条第五項中「主幹等」を「契約局長、主幹等」に改める。
別表第二（第五条、第六条関係）を次のように改める。
別表第二（第五条、第六条関係）
決裁事項・専決事項

事務の種類	管理者決裁事項	局長専決事項	契約局長専決事項
一　病院事業の運営方針、事業計画等に関する事務	1　病院事業の運営に関する基本方針に関すること。 2　主要な事業の計画の樹立及びその実施方針に関すること。	1　病院事業の運営に関する基本方針並びに主要な事業の計画及びその実施方針に基づき事務の実施計画を定めること。 2　主要なものを除く事業の計画を樹立し及びその実施方針を定めること。	
二　県議会に関する事務	条例、予算、決算その他議会の議決、承認、認定若しくは同意又は報告を要する事項の原案説明書、資料等を作成し、知事へ送付すること。		
三　病院事業に関する規則等の原案作成等に関する事務	病院事業に関する規則の原案作成並びに管理規程又は要綱等の制定及び改廃をすること。	重要又は異例な告示をすること。	
四　請願、陳情等に関する事務	陳情書、要望書等を提出すること。		
五　許可等の申請協議等に関する事務	1　重要又は異例な事項に関し、許可、認可、承認等を求めること。 2　重要又は異例な事項に関し、協議し、協力を依頼し、又は意見を求め、若しくは意見を述べること。		
六　補助金等に関する事務		国に対して補助金の交付を申請すること。	
七　非常勤職員の任免等に関する事務		地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三条第三項第三号に規定する者のうち、調査員、嘱託員及びこれらに類する者を任免し、並びに勤務条件を決定すること。ただ	

	八　管理者が当事者である不服申立て、訴訟等に関する事務	九　職員の任免等に関する事務
	1　管理者がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起、和解、あっせん、調停及び仲裁に関すること。 2　不服申立て、訴訟及び調停に関し代理人を選任し、又は解任すること。	1　職員の採用、転任、昇給、派遣、辞職、昇任及び昇格を決定すること。
し、別表第五に掲げる病院の長の専決事項に係るものを除くものとする。	不服申立てに関し、弁明書及び反論書を提出すること。	1　障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第三十八条及び第三十九条の規定に基づき、身体障害者又は知的障害者の採用に関する計画を作成し、並びに当該計画及びその実施状況を厚生労働大臣に通報すること。

	十　職員の服務等に関する事務
2　国又は他の地方公共団体に対し、職員の割愛を依頼し、又は承認すること。 3　地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下この項及び次の項において「地公法」という。）第二十八条第一項の規定に基づき職員をその意に反して降任し、又は免職すること。 4　地公法第二十八条第二項の規定に基づき、職員をその意に反して休職すること。 5　地公法第二十九条第一項の規定に基づき、職員に対し懲戒処分すること。	1　地公法第三十四条第二項の規定に基づき、局長、契約局長及び病院の長が職務上の秘密に属する事項を発表することについて許可するこ
	1　地公法第三十四条第二項の規定に基づき、職員（局長、契約局長及び病院の長を除く。）が職務上の秘密に属する事項

と。

2　地公法第三十八条第一項の規定に基づき、局長、契約局長及び病院の長の営利企業等への従事を許可すること。

3　局長、契約局長及び病院の長の職務に専念する義務を免除すること。ただし、次に掲げる場合を除く。

イ　引き続き三日未満の研修を受ける場合

ロ　引き続き三日未満の厚生に関

を発表することについて許可すること。

2　地公法第三十八条第一項の規定に基づき、本庁の課長、技術評価幹病院の事務局長、参事、副病院長及び所長の営利企業等への従事を許可すること。

3　本庁の課長、技術評価幹、病院の事務局長、参事、副病院長及び所長の次に掲げる場合における職務に専念する義務を免除すること。

イ　職務に関連のある国家公務員又は他の地方公共団体の公務員としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合

ロ　地方公務員災害補償法第

1　契約局長の次に掲げる場合における職務に専念する義務を免除すること。

イ　引き続き三日未満の研修を受ける場合

ロ　引き続き三日未満の厚生に関

する計画の実施に参加する場合

ハ　選挙権その他公民としての権利を行使する場合

ニ　管理者が特に必要と認め人事委員会の承認を受けた場合のうち引き続き三日未満の永年勤続表彰受賞に係る場合

4　職務に専念する義務の特例に関する規則第二条第十三号の規定に基づき、管理者が必要と認め人事委員会の承認を得ること。

5　局長、契約局長及び病院の長の引き続き三日

五十一条又は第六十条第一項の規定に基づき、審査請求若しくは再審査請求をし、又は審査請求人として出頭する場合

ハ　労働組合法第七条の規定に違反した旨の申立てをし、及びこれに関し、労働委員会が行う審問のため出頭する場合

ニ　国若しくは公共団体又は公共的団体の依頼を受けて講演、講義、演技等を行う場合

ホ　県行政と密接な関係を有し、県が指導育成を行うことを必要とする団体の事務に従事する場合

4　局長、契約局長、本庁の課長及び技術

する計画の実施に参加する場合

ハ　選挙権その他公民としての権利を行使する場合

ニ　管理者が特に必要と認め人事委員会の承認を受けた場合のうち引き続き三日未満の永年勤続表彰受賞に係る場合

2　契約局長の旅行（県外の旅行にあっては、引

以上の県外旅行を命令し、及び復命を受けること。

6　局長、契約局長及び病院の長の引き続き三日以上の休暇に関すること。

7　地方公務員の育児休業等に関

評価幹の次に掲げる場合（局長、契約局長にあってはイ及びロの場合のうち引き続き三日未満のもの、ニの場合並びにトの場合のうち永年勤続表彰受賞に係る場合については、引き続き三日未満の場合に限り、本庁の課長にあってはイ及びロのうち引き続き三日未満のもの、ニの場合並びにトの場合のうち引き続き三日未満の永年勤続表彰受賞に係る場合を除く。）における職務に専念する義務を免除すること。

イ　研修を受ける場合

ロ　厚生に関する計画の実施

き続き三日以上の旅行を除く。）。

3　契約局長の休暇（引き続き三日以上の休暇を除く。）。

する法律（平成三年法律第百十号。以下この表において「育児休業法」という。）第二条第三項（第三条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、局長及び契約局長の育児休業又は育児休業の期間の延長の承認をすること。

8　育児休業法第五条第二項の規定に基づき、7の承認を取り消すこと。

9　育児休業法第十条第三項（第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、局長及び契約局長の育児短時間勤務又は育児短時間勤務の期間の延長の承認をすること。

10　育児休業法第十二条において準用する第五条第二項の規定に基づき、9の

に参加する場合

ハ　証人、鑑定人、参考人等として官公署に出頭する場合

承認を取り消すこと。

11 育児休業法第十七条の規定に基づき、局長及び契約局長の育児短時間勤務の承認が失効した場合等における育児短時間勤務の例による短時間勤務を行わせること。

12 埼玉県病院局職員就業規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第三号。以下この表において「就業規程」という。）第十八条第一項の規定に基づき、局長及び契約局長の部分休業の承認をすること。

10 就業規程第十八条第三項の規定に基づき、12の承認を取り消すこと。

ニ　選挙権その他公民としての権利を行使する場合

ホ　法令又は条例に基づいて設置された職員の厚生福利を目的とする団体の事業又は事務に従事する場合

ヘ　本県の行う任用試験又は職務の遂行に

必要な資格試験を受ける場合

ト　管理者が特に必要と認め人事委員会の承認を受けた場合

5　局長の旅行（県外旅行にあっては、引き続き三日以上の旅行を除く。）、本庁の課長及び技術評価幹、の引き続き三日以上の旅行を命令し及び復命を受けること。

6　局長の休暇（引き続き三日以上の休暇を除く。）、本庁の課長及び技術評価幹の引き続き三日以上の休暇に関すること。

7　局長の休日及び時間外勤務を命ずること。

8　局長の週休日の振替及び半日勤務時間の割振り変更

を行うこと。

9　局長の休日の代休日を指定すること。

10　育児休業法第二条又は第三条の規定に基づき、本庁の課長、技術評価幹及び病院の長の育児休業又は育児休業の期間の延長の承認をすること。

11　育児休業法第五条第二項の規定に基づき、10の承認を取り消すこと。

12　育児休業法第十条又は第十一条の規定に基づき、本庁の課長、技術評価幹及び病院の長の育児短時間勤務又は育児短時間勤務の期間の延長の承認をすること。

13　育児休業法第十二条において準用する第五条第二項の規定に基づき、12の承認を取り消すこと。

14　育児休業法第十七条の規定に基づき、本庁の課長、技術評価幹及び病院の長の育児短時間勤務の承認が失効した場合等における育児短時間勤務の例による短時間勤務を行わせること。

附　則

この規程は、平成二十年四月一日から施行する。

埼玉県病院事業管理規程第六号

埼玉県病院局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十年三月二十八日

埼玉県病院事業管理者　伊　能　睿

埼玉県病院局職員就業規程の一部を改正する規程

埼玉県病院局職員就業規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「入札企画室長」を「契約局長、技術評価幹、主席工事検査員」に改め、同条第二項第三号中「入札企画室長」を「契約局長、主席工事検査員」に改める。

第三条第四項中「前項」を「前三項」に改め、「勤務時間は、」の下に「一週間ごとの期間について」を、「範囲内で、」の下に「業務の実情に応じ（育児短時間勤務職員等にあっては、当該育児短時間等の内容に従い）、」を加え、同項を同条第

七項とし、第三条第三項中「第二十八条の五第一項」を「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で同法第二十八条の五第一項」に、「占める職員」を「占めるもの」に、「病院事業管理者（以下「管理者」という。）」を「管理者」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6　育児休業法第十八条第一項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第一項の規定にかかわらず、四週間を超えない期間につき一週間当たり三十二時間までの範囲内で、管理者が定める。

第三条第二項の次に次の二項を加える。

3　地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の一週間当たりの勤務時間は、第一項の規定にかかわらず、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、病院事業管理者（以下「管理者」という。）が定める。

4　地方公営企業法第三十九条第三項の規定により読み替えて適用する育児休業法第十条第一項の地方公営企業の管理者が定める育児短時間勤務職員等の勤務の形態は、次の各号に掲げるいずれかの勤務形態とする。

一　日曜日及び土曜日を週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とし、週休日以外の日において一日につき当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間に十分の一を乗じて得た時間勤務すること。

二　日曜日及び土曜日を週休日とし、週休日以外の日において一日につき当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間に八分の一を乗じて得た時間勤務すること。

三　日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの五日間のうちの二日を週休日とし、週休日以外の日において一日につき当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間に五分の一を乗じて得た時間勤務すること。

四　日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの五日間のうちの二日を週休日とし、週休日以外の日のうち、二日については一日につき当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間に五分の一を乗じて得た時間、一日については一日につき当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間に十分の一を乗じて得た時間勤務すること。

第四条第三項中「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改める。

第六条第一項中「再任用短時間勤務」を「育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に、「これらの日に加えて、」を「日曜日及び土曜日に加えて」に改める。

第七条中「一週間について四十時間（」の下に「育児短時間勤務等にあっては、四週間を平均して、一週間について当該育児短時間勤務等の内容に従い、二十時間、二十四時間又は二十五時間となるよう、」を、「三十二時間までの範囲内で、」の下に「任期付短時間勤務職員にあっては、三十二時間までの範囲内で、」を加える。

第九条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の休憩時間は、前二項の規定にかかわらず、業務の実情に応じ、所属長が定める。

第十一条中「について八日（」の下に「育児短時間勤務職員等にあっては、八日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、」を、「短時間勤務職員」の下に「及び任期付短時間勤務職員」を加える。

第三十条中「再任用短時間勤務職員」の下に「及び任期付短時間勤務職員」を加える。

別表第二（第十三条関係）循環器・呼吸器病センターの部の看護及び栄養の指導並びに看護補助及び調理給食の業務に従事する職員の項勤務時間の欄、がんセンターの部の看護及び栄養の指導並びに看護補助及び調理給食の業務に従事する職員の項勤務時間の欄、小児医療センターの部の看護、薬剤及び栄養の指導並びに看護補助の業務に従事する職員の項勤務時間の欄、精神医療センターの部の看護（外来に係る業務を除く。）及び栄養の指導の業務に従事する職員の項勤務時間の欄中、「ただし、」の下に「育児短時間勤務職員等にあっては、4週間を平均して、1週間について当該育児短時間勤務等の内容に従い、20時間、24時間又は25時間となるよう、」を、「範囲内で」の下に「、任期付短時間勤務職員にあっては、4週間を平

均して1週間について32時間までの範囲内で」を加え、循環器・呼吸器病センターの部その他の職員の項勤務時間の欄、がんセンターの部その他の職員の項勤務時間の欄、小児医療センターの部その他の職員の項勤務時間の欄、精神医療センターの部その他の職員の項勤務時間の欄中「平均して40時間。ただし、」の下に「育児短時間勤務職員等にあっては、4週間を平均して、1週間について当該育児短時間勤務等の内容に従い、20時間、24時間又は25時間となるよう、」を、「範囲内で」の下に「、任期付短時間勤務職員にあっては、4週間を平均して1週間について32時間までの範囲内で」を加え、循環器・呼吸器病センターの部の看護及び栄養の指導並びに看護補助及び調理給食の業務に従事する職員の項勤務時間の割り振り欄中「定める。」の下に、「(育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき8時間を超えない範囲内で、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間職員については、1週間ごとの期間について、1日につき8時間を超えない範囲内で、業務の実情に応じ、病院長が定める。)」を加え、循環器・呼吸器病センターの部の看護及び栄養の指導並びに看護補助及び調理給食の業務に従事する職員の項休憩時間の欄中「定める。」の下に「(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の休憩時間は、業務の実情に応じ、病院長が定める。)」を加え、循環器・呼吸器病センターの部の看護及び栄養の指導並びに看護補助及び調理給食の業務に従事する職員の項週休日の欄、がんセンターの部の看護及び栄養の指導並びに看護補助及び調理給食の業務に従事する職員の項週休日の欄、小児医療センターの部の看護、薬剤及び栄養の指導並びに看護補助の業務に従事する職員の項週休日の欄、精神医療センターの部の看護(外来に係る業務を除く。)及び栄養の指導の業務に従事する職員の項週休日の欄中「8日(」の下に、「育児短時間勤務職員等にあっては、8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、」を、「再任用短時間勤務職員」の下に「及び任期付短時間勤務職員」を加える。

附　則

この規程は、平成二十年四月一日から施行する。

埼玉県病院事業管理規程第七号

埼玉県病院局職員被服貸与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十年三月二十八日

埼玉県病院事業管理者　伊　能　睿

埼玉県病院局職員被服貸与規程の一部を改正する規程

埼玉県病院局職員被服貸与規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第十三号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

被貸与者の範囲		貸与品名		員数	期間
1　自動車運転業務に従事する者	乗用車	夏服	上衣	1	2年
			ズボン	1	2
		冬服	上衣	1	2
			ズボン	1	2
		ゴム長靴		1	3
2　電話交換業務に従事する者		夏用事務衣		1	2
		冬用事務衣		1	2
3　調理作業に従事する者		調理帽		1	2
		作業服（白）	上衣	1	1
			ズボン	2	2
		前掛け		2	1
		ゴム長靴		1	1
4　電気設備維持管理業務に従事する者		作業服	上衣	1	2
			ズボン	2	2
		安全靴		1	2
5　診療等業務に従事する医師		白衣		1	1
		白ズボン		1	1
6　調剤業務に従事する薬剤師		白衣		1	1
		白ズボン		1	1
7　看護師又は准看護師		白衣	上衣	2	1
			スカート又はスラックス	2	1
		予防衣		2	1

		白靴		2	1
8	看護補助者	青衣		2	1
		予防衣		2	1
		白靴		2	1
9	栄養士	帽子又は三角巾		1	1
		白衣		1	1
		エプロン		1	1
10	放射線診療業務に従事する者	白衣		1	1
		白ズボン		1	1
11	衛生検査業務、臨床検査業務に従事する者	白衣		1	1
		白ズボン		1	1
12	理学療法業務、作業療法業務に従事する者	作業服	上衣又は白衣	1	1
			ズボン	1	1
		白靴		1	1
13	視能訓練業務、聴能言語訓練業務等に従事する者	作業服	上衣又は白衣	1	1
			ズボン	1	1
14	病院に勤務する事務職員	事務衣		1	1
15	衛生試験研究業務に従事する者	白衣		1	1
		白ズボン		1	1
16	医療機器の操作、管理業務に従事する者	白衣		1	1
		ズボン		1	1
17	精神保健指導等に従事する者	白衣		1	1
		ズボン		1	1
		白靴		1	1
18	工事の設計、現場監督、検査業務に従事する者	作業服	夏用上衣	1	2
			冬用上衣	1	2
			ズボン	2	2
		防寒衣		1	4
		安全靴		1	3
19	保育業務に従事する者	上衣		1	1
		ズボン		1	1
		エプロン		1	1

告示

埼玉県選管告示第三十七号

埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十年三月二十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長　髙　篠　　包

埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する規程の一部を改正する告示

埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する規程（平成五年埼玉県選管告示第三十号）の一部を次のように改正する。

別記第七号様式その一中

「

販売年月日
平成　年　月　日
～～～～
平成　年　月　日
計

」

を

「

販売年月日	燃料を供給した自動車の登録番号
平成　年　月　日	
～～～～	
平成　年　月　日	
計	

」

に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

埼玉県監査委員告示第四号

埼玉県監査委員の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十年三月二十八日

埼玉県監査委員　春　日　敏　彦
埼玉県監査委員　米　田　正　巳
埼玉県監査委員　樋　口　邦　利
埼玉県監査委員　小　島　信　昭

埼玉県監査委員の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示

埼玉県監査委員の保有する個人情報の保護等に関する規程（平成十七年埼玉県監査委員告示第七号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「、同項第二号」を削る。

第九条第一項中「次に掲げる書類」の下に「（有効期間を有するものにあっては、その有効期間内のものに限る。）」を加え、同項第一号を次のように改める。

一　イに掲げる書類のいずれか一。ただし、イに掲げる書類を提示し、又は提出することができない場合には、ロに掲げる書類のいずれか二

イ　運転免許証、旅券、外国人登録証明書、住民基本台帳法施行規則（平成十一年自治省令第三十五号）別記様式第二に規定する住民基本台帳カード、船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和三十三年総理府令第十六号）別記様式第九号に規定する猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）第四条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第二十二条の二第一項の宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、無線従事者規則（平成二年郵政省令第十八号）別表第十三号様式に規定する無線従事者免許証、身体障害者手帳その他国若しくは地方公共団体の機関（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号に規定する法人及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人を含む。）が発行した写真のはり付けられた身分証明書若しくは資格証明書又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第百二十四条に規定する専修学校若しくは同法第百三十四条に規定する各種学校（次のロ及び第十七条第一項第一号においてこれらを「学校」という。）が発行した写真のはり付けられた身分証明書

ロ　健康保険の被保険者証、年金手帳の様式を定める省令（昭和四十九年厚生省令第四十号）に規定する年金手帳（第十七条第一項第一号において「年金手帳」という。）、年金証書、在学している学校の在学証明書その他当該開示請求をする者が本人であることを確認するため監査委員が適当と認める書類

第九条第二項を次のように改める。

2　開示請求書を監査委員に送付して開示請求をする場合には、開示請求をする者は、前項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる書類のいずれか二を複写機により複写したもの及びその者の住民票の写し又は外国人登録原票の写し（開示請求をする日前三十日以内に作成されたものに限る。）その他監査委員が適当と認める書類を監査委員に提出すれば足りる。

第九条第三項中「その他」を「その他の」に、「（開示請求をする日前三十日以内に作成されたものに限る。）」を「として監査委員が適当と認めるもの」に改め、同条第四項中「記載した書面を添えて、監査委員に提出」を「記載」に改める。

第十条第一項第二号を削り、同項第三号中「開示を実施することができる日、」を「県の事務所において開示を実施する場合には、開示を実施することができる日」に改め、同号を同項第二号とし、同項に次の一号を加える。

三　開示の実施に要する費用を負担すべき旨その他当該開示の実施に必要な事項

第十七条を次のように改める。

（開示の実施における本人確認手続等）

第十七条　開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、監査委員に対し、次に掲げる書類（有効期間を有するものにあっては、その有効期間内のものに限る。）のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。

一　第九条第一項第一号イに掲げる書類のいずれか一。ただし、同号イに掲げる書類を提示し、又は提出することができない場合には、健康保険の被保険者証、年金手帳、年金証書、在学している学校の在学証明書その他当該開示を受ける者が本人であることを確認するため監査委員が適当と認める書類のいずれか二

二　前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することがで

きない場合にあっては、当該開示を受ける者が本人であることを確認するため監査委員が適当と認める書類

2　写しの送付の方法により開示の実施を求める者は、条例第二十一条第一項の規定による通知に係る書面その他の監査委員が適当と認める書類を提出しなければならない。

3　条例第十五条第二項の規定により開示請求をした法定代理人が開示を受ける場合には、当該法定代理人は、戸籍謄本その他のその資格を証明する書類として監査委員が適当と認めるものを監査委員に提示し、又は提出しなければならない。

第十八条中「第四項から第六項まで」を「第四項第三号、第五項及び第六項」に改め、「同条第三項」の次に「及び第四項」を加える。

本規程に次の一条を加える。

（様式）

第二十二条　次の各号に掲げる書面の様式は、知事の保有する個人情報の保護等に関する規則（平成十七年埼玉県規則第七十三号）に定める例による。

一　条例第十六条第一項の書面
二　条例第二十一条第一項に規定する保有個人情報の全部の開示を決定した場合の書面
三　条例第二十一条第一項に規定する保有個人情報の一部の開示を決定した場合の書面
四　条例第二十一条第二項の書面
五　条例第二十二条第二項の書面
六　条例第二十二条第三項の書面
七　条例第二十三条第一項の書面
八　条例第二十四条第二項の書面
九　条例第二十四条第三項（条例第四十三条において準用する場合を含む。）の書面
十　条例第二十五条第三項の規定による申出に係る書面
十一　条例第三十条第一項の書面
十二　条例第三十二条第一項の書面
十三　条例第三十二条第二項の書面
十四　条例第三十三条第二項の書面
十五　条例第三十三条第三項の書面
十六　条例第三十四条第一項の書面
十七　条例第三十五条の書面
十八　条例第三十七条第一項の書面
十九　条例第三十九条第一項の書面
二十　条例第三十九条第二項の書面
二十一　条例第四十条第二項の書面
二十二　条例第四十条第三項の書面
二十三　条例第四十二条の規定による通知に係る書面

附　則

この告示は、平成二十年四月一日から施行する。

発行日　毎週火曜日・金曜日
購読料金　一年四万三千四百円（郵便料金を含む。）
発行者　埼玉県
さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号
〇四八―八二四―二一一一（代表）
埼玉県報ホームページアドレス
http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷所　関東図書株式会社
さいたま市南区別所三―一―一〇
〇四八―八六二―二九〇一（代表）

再生紙を使用しています。